



議事日程第1号 第2回定例会  
平成22年6月1日(火曜日) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第123回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第62回東北市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 平成23年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成21年度寒河江市土地開発公社決算及び平成22年度寒河江市土地開発公社  
予  
算について
- (4) 平成21年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成22年度財団法人寒河  
江  
市体育振興公社予算について
- 〃 5 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 報告第2号 平成21年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 8 報告第3号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報  
告について
- 〃 9 報告第4号 平成21年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 〃 10 議第37号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 11 議案説明
- 〃 12 委員会付託
- 〃 13 質疑、討論、採決
- 〃 14 議会案第3号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議会案第4号 特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部  
改  
正について
- 〃 16 議案説明
- 〃 17 委員会付託
- 〃 18 質疑、討論、採決

- " 19 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）
  - " 20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
  - " 21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - " 22 議第38号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
  - " 23 議第39号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - " 24 議第40号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
  - " 25 議第41号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
  - " 26 議第42号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - " 27 議第43号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
  - " 28 議第44号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部改正について
  - " 29 議第45号 市道路線の廃止について
  - " 30 議第46号 市道路線の変更について
  - " 31 議第47号 市道路線の認定について
  - " 32 請願第3号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願
  - " 33 請願第4号 口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書提出に関する請願
  - " 34 請願第5号 主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書提出に関する請願
  - " 35 陳情第2号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情
  - " 36 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

## 開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成22年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様申しあげます。過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間に合わせ、会議における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、9番鴨田俊・議員、11番松田孝議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。伊藤議長、藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

○伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成22年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月27日及び本日6月1日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から6月16日までの16日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

なお、議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、また議案第3号及び議案第4号については、同じく議案説明及び委員会付託を省略し、本日採決することといたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの16日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成22年6月1日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 1日 (火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、表彰状伝達、人権擁護 委員の候補者推薦、報告、議 案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、議案・請 願・陳情上程、同説明	議 場
6月 2日 (水)	休 会			
6月 3日 (木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 4日 (金)	休 会			
6月 5日 (土)	休 会			
6月 6日 (日)	休 会			
6月 7日 (月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 8日 (火)	休 会			
6月 9日 (水)	休 会			
6月10日 (木)	休 会			
6月11日 (金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月12日 (土)	休 会			
6月13日 (日)	休 会			
6月14日 (月)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月15日 (火)	休 会			
6月16日 (水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	委員長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第123回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第62回東北市議会議長会定期総会の報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 市政の概況について
- (2) 平成23年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成21年度寒河江市土地開発公社決算及び平成22年度寒河江市土地開発公社予算について
- (4) 平成21年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成22年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、初めにさきの3月の定例会以降、現在までの主な市政の動きについて、その概況を御報告申しあげたいと思います。

まず、景気の動向であります。国内の経済状況は5月の月例経済報告によれば、景気は着実に持ち直してきているものの、なお自律性は弱く、失業率は高水準にあるなど厳しい状況にあり、本市におきましてもいまだ回復には至っていないと実感しているところでございます。

そのため、市におきましては、市民の住環境の改善と地域経済の景気浮揚対策の一環として、新たに4月から住宅建築推進事業を実施しているところであります。これは、市内にみずから居住する住宅等の新築・増改築を市内の建築業者と契約することなどを要件として支援するもので、利用しやすい制度に努めたことや、事業の周知の徹底を図ったことなどにより、予想を上回る申請となっております。5月24日現在で申請件数114件、うち新築13件、助成額は1,679万円となっております。これに伴う経済効果は約4億円を超えるものと推計され、住環境の整備促進と地元関連業界の活性化に大きく寄与するものと考えているところであります。

次に、次世代の社会を担う子供の健やかな育ちを応援する国の新たな施策であります子ども手当支給事業でございますが、これまで児童手当の支給対象にならなかった中学生のいる世帯などからの申請の受け付けを行い、6月10日の支給開始に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

また、本日から6月であります。6月は本市のシンボルさくらんぼのシーズンでございます。

昨日、山形県さくらんぼ作柄調査委員会から発表になりました本年度の県内作柄は、4月の天候不順の影響で開花は平年よりおくれたものの、開花期間中は天候に恵まれたことから平年収穫量に

対し115%以上と予想されております。本市においても、4年ぶりの豊作を大いに期待しているところであります。市といたしましては、生産者、JA等一丸となってブランド力の強化を図り、紅秀峰の奨励や、大阪・首都圏等での販路拡大のために、私も関係者と力を合わせてトップセールスを行い、「日本一さくらんぼの里」として積極的に情報発信に取り組む所存であります。さらに、このシーズンは寒河江を売り出す絶好の機会でもございます。御案内のとおり、6月5日から28日までは第8回となります「花咲かフェアINさがえ」を開催し、高速道路の利便性を生かして多くの観光客を誘致し、しゅんの寒河江をアピールしてまいりたいと考えております。

また、4月中の低温、日照不足が原因と思われる水稻「はえぬき」の発芽不良・育苗障害が大量に発生し、田植え用の苗不足が心配されたことから、JAさがえ西村山に対し、追加の栽培やJA間の融通により数量を確保することで、種苗の供給不足や苗等の盗難が起きないように強く要請してきたところでございます。

次に、現在宮崎県内で猛威を振るっております口蹄疫についてでございますが、県が4月末に行った飼育農家への聞き取り調査では、全農家に異常がないことを確認しており、その後も感染の報告はないところでございます。万一、県内に感染家畜が確認された場合の迅速かつ的確な対応マニュアルについては、昨日の県の連絡調整会議で示されたところでございますが、現在本市におきましては、飼育農家に対して消石灰の無償配布を行うとともに、葉山高原牧場への一般市民の立ち入り規制を5月20日から行うなど、独自の感染防止対策を講じているところでございます。

以上、3月定例会以降の市政の主な概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御支援と御協力をいただきながら市政運営に努めてまいりますので、よろしく願いを申しあげる次第であります。

次に、平成23年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において要望事項を取りまとめの上、県と調整をとりながら事業促進を図っていくものでございます。

また、そのほかに本市独自に総合支所を通じて要望を行うこととしております。本市の平成23年度の要望事項は、地方財政や景気・雇用対策の充実強化を初め、子育て支援策の充実についてなど27件で、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりでございます。よろしく願いを申しあげたいと思います。

次に、平成21年度寒河江市土地開発公社決算及び平成22年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成21年度につきましては、委託事業としてチェリークア・パーク整備用地ののり面や、駅前交番用地を処分したほか、社会福祉施設用地の取得あっせんを行っております。

また、自主事業として、寒河江中央工業団地や白岩さくら団地、寒河江みずき団地等を処分するとともに、寒河江中央工業団地第4次造成用地の区画道路の工事などを行っております。この結果、収益合計は2億7,905万9,000円、費用合計は3億6,906万円となり、9,000万1,000円の当期純損失となっております。

平成22年度につきましては、公社保有地の処分に重点を置いて委託事業と自主事業を推進することとし、工業団地の第4次用地造成事業については引き続きオーダーメイド方式により進めていくこととしております。収益的支出予算として12億5,982万7,000円を、また資本的支出予算として38



億9,048万5,000円を計上しております。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでありますので、よろしくお願いをします。

次に、平成21年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成22年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成21年度につきましては、指定管理者として各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習指導要請にも積極的にこたえるとともに、寒河江市総合スポーツクラブ、「アスポーツさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及振興に努めてきたところであります。その結果、利用者数は約14万人、当期収入合計6,381万5,000円、当期支出合計6,302万1,000円となり、当期収支差額は79万4,000円と相なりました。

また、平成22年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運營業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会を多く提供するため、予算総額6,421万2,000円を計上したところであります。なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上の2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げたものでございます。

以上であります。

## 質 疑

高橋勝文議長 ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 水稻の発芽不良についてですけれども、これははえぬきが主流だったわけですが、その穴埋めとしてどういう品種が作付になったのか、その辺わかればお聞かせ願いたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 基本的には、はえぬきを調達をして確保するというところで進んでおります。ですから、要するに田んぼについてははえぬき用の肥料、その準備をしているということでもありますので、基本的にはやっぱりはえぬきの苗の、その土壌についてははえぬきをやはり準備をして、ほかから持ってきたり、いろいろな調達をして対応しているという状況であるというふうに聞いております。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、松田議員からも苗の問題、あったわけですが、地域的には初めての経験というか、全くこれまで経験したことのない状態でしたけれども、市長初め農林課長、主幹などが現地に来ていただいて、すぐ指導されたというふうなことについては、地域の方々も大変感謝をしています。そのことをまず御報告をしたいというふうに思います。

それで、対応されている苗は間に合うように供給されたようですが、その際も出されておったんですが、原因究明の問題、それから大変な被害をこうむっておるので、それらに対する支援体制などについて、どのようになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。特に調査の関係については、市の行政でもできないということで県の試験場の方などにも要請されているようですが、その辺の状況などわかる範囲で結構ですがお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、原因究明については、私も県の農林部の方に早速先般お願いをして、その日の夕方に県としての状況を公表したという段階のところをお願いをいったところでもありますけれども、やはり広域的な状況、寒河江だけの問題ではないという広域的な事態ということも県の方でも重く受けとめて、その原因究明についても県を挙げて取り組んでいくということを確認しているところであります。そういった意味で、できるだけ早くその原因を究明しながら、先ほどおっしゃいました例の苗の補償の問題ということとも深く原因の究明がかかわってくることでありますので、その辺を見きわめながら、市としてもできる限りの対応を農協等と一緒にやっていくという姿勢で今おるところであります。

高橋勝文議長 次に、平成23年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

川越議員。

川越孝男議員 今、市長から報告があった27件の報告があり、資料もいただいているわけですが、市の重要事業というのは、行政、議会まさに一体で取り組まなければならない課題だというふうに認識をしています。それで、これまでですと、行政報告でここで報告されるわけですが、議会に対しては正副議長と常任委員長、副委員長、こういう方々に事前に説明がなされます。しかし、私は議会全体に、やっぱり重要事業ですので説明の機会を設けていくという

ふうに改めた方がいいのではないかというふうな考えを持っています。したがって、そのことについての市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。具体的に言うならば、議会の全員協議会で重要事業の説明をされると、そしていろいろ意見の交換もすると、そして西村山の総合開発の方でまとめ上げあるいは検討、交渉しながら調整を図りながら国に要望していくという、こういう手順を踏んだ方がいいのではないかというふうに思いますので、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 重要事業につきましては、議会の方に対する事前説明ということに関しましては、例年に従ってことしはさせていただいたわけでありますけれども、やはり市、部局それから議会も一丸となって寒河江のこれからの課題について国県に要望していくということでありますれば、やはり議員御指摘の点も考えなければいけない課題なのかなというふうに思います。ことしはもう進んできておりますからやむを得ない点はあるわけでありますけれども、来年度の重要事業の要望過程の中では、ただいまの御提案、御指摘も十分検討させていただいて、議会と一緒に要望していくようなことで御意見をちょうだいできる機会をさらにふやしていきたいというふうに考えているところであります。

高橋勝文議長 次に、平成21年度寒河江市土地開発公社決算及び平成22年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成21年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成22年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

高橋勝文議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達についてであります。

事務局長から申し上げます。

柏倉隆夫事務局長 それでは、私から申し上げます。

去る5月26日、東京日比谷公会堂において開催されました第86回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から新宮征一議員、伊藤忠男議員、高橋勝文議員が表彰を受けられました。また、全国市議会議長会産業経済委員としての功績に対し、高橋勝文議員に感謝状が贈呈されておりますので伝達を行います。

最初に、表彰状の伝達を行います。新宮征一議員、伊藤忠男議員には議長から、高橋勝文議員には副議長から伝達をお願いいたします。

初めに、新宮征一議員、御登壇をお願いいたします。

〔新宮征一議員 登壇〕

高橋勝文議長 表彰状。寒河江市新宮征一殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。

代読です。おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

柏倉隆夫事務局長 伊藤忠男議員、御登壇願います。

〔伊藤忠男議員 登壇〕

高橋勝文議長 表彰状。寒河江市伊藤忠男殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。

代読。おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

柏倉隆夫事務局長 副議長、お願いいたします。

高橋勝文議員、御登壇願います。

〔高橋勝文議員 登壇〕

鈴木賢也副議長 表彰状。寒河江市高橋勝文殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。

代読。おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

柏倉隆夫事務局長 続きまして、感謝状の伝達を行います。

鈴木賢也副議長 感謝状。寒河江市高橋勝文殿。あなたは全国市議会議長会産業経済委員会委員として会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第86回定期総会に当たり、親善なる感謝の意を表します。平成22年5月26日。全国市議会議長会会長五本幸正。

代読。おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

柏倉隆夫事務局長 以上で表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

### 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

高橋勝文議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第7、報告第2号から日程第9、報告第4号まで、市長から報告を求めます。  
佐藤市長。

## 議案説明

佐藤洋樹市長 初めに、平成21年度の補正予算で繰越明許の手続きをとりました報告第2号平成21年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第3号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括して御説明申し上げます。

報告第2号は、庁舎施設整備事業費等6億3,848万1,351円を、報告第3号は、公共下水道建設事業費1億3,175万4,000円を、それぞれ平成22年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号平成21年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成21年度建設改良事業において、配水管布設事業に係る工事費のうち、2,835万円の建設改良費の予算を平成22年度に繰り越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上であります。

## 質疑

高橋勝文議長 ただいまの報告第2号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 3ページなり7ページに關係する關係でありますけれども、6の1の5の關係でありますけれども、繰越明許でありますので、經濟対策など年度ぎりぎりに予算が通ったやつなどは繰越明許というのは当然だというふうに理解をしていますけれども、この關係については、21年度の当初予算で決定されていたものではないかなというふうな理解を私自身しています。そして、県の方からもいろいろな意見も私のところにも寄せられました。それで、どういう事情で当初予算で通ったものが繰越明許をしなければならない事態に至ったのか、原因と、それから再発防止のためにどういうふうにやろうとしているのか。この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、そういうたぐいのものが、この繰越明許の中にもっとあるのかどうかも、ないであろうというふうに思ひますけれども、もしあるとしたらどういう部分なのか、教えていただきたいと思ひます。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長(併)農業委員会事務局長 中向の農道橋の整備事業の繰り越しの理由でありますけれども、關係機關との協議におきまして、工事の手法並びに工程の変更により、工事期間が大幅に延長になったことにより繰り越しをしたものであります。工事の手法といいますのは、当初設計上で計画した内容につきましては、河川の工事と橋梁工の工事を同時並行して進めていくという

ことで設計を組んだわけでありませけれども、協議の中で河川の方の護岸工事を先にやっていただきたいという県からの指導がありまして、同時並行ができなくなったために工期が延長したものであります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 県の補助事業なんですね、県の方の。そして、私の方に県から言われているのは、県の予算も西庁舎の関係で、村山総合支庁の中の西庁舎の関係で予算通っているのだけれども予算執行されないと、どうなっているんだというふうに上部からも言われ、西庁舎でも寒河江の担当課を呼んで、いろいろ途中でも指導したと。そして、秋の段階では、もう当初予算で通っているのだから、事業の業者の選定、入札をしてそして発注をしていくというふうな形ですけれども、今農林課長から説明あったような状況ではないんです、県の方から言われているのは。したがって、そういうふうなことだったら県も理解をして、県が別なこともさんなねというようなことだったら理解をしているというふうに思うんですが、業者も入札もしたと、決まると、しかし発注がされていないというようなことがあったんだそうです。県の方から私に対する話ですと。それでは非常に困るので、状況をきちんと、やっぱり担当課、係任せではなくて、予算を通っているながらそういう状況になっているとすれば、寒河江市全体で予算執行状況を的確に分析をしながら、何か問題があればそこに指導していくという、そういう対策が立てられないとしたら非常にまずい状態だというふうに私は思うんです。したがって、あとこれ以上言いませんけれども、市長、十分うなずいているのでおわかりだというふうに思いますので、今後そういうふうなことをないようにきちんと対応していただきたい、ということをお願いいたします。

高橋勝文議長 報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第10、議第37号を議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

佐藤洋樹市長 議第37号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、住宅の新築・増改築経費の一部を助成する住宅建築推進事業費2,000万円を追加するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ147億8,000万円とするものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。



よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第14、議案第3号及び日程第15、議案第4号の2案件を一括議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第16、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第17、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第19、承認第1号から日程第35、陳情第2号までの17案件を一括議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、承認第1号、第2号及び第3号専決処分の承認を求めることについて、3件とも関連がございますので一括して御説明申しあげたいと思います。

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

市税条例の改正内容は、個人市民税における給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告制度の創設、たばこ税の税率の引き上げなどでございます。

都市計画税条例の改正内容は、地方税法の改正に伴う条項ずれ等を整備するものでございます。

また、国民健康保険税条例の改正内容は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げることなどでございます。

以上3案件について、議会を招集するいとまがなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

よろしく御承認くださいますようお願い申しあげる次第であります。

次に、議第38号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、活力ある園芸産地創出支援事業費等を計上し、道路新設改良事業費等を追加するものであります。その結果、1億1,106万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ148億9,106万2,000円とするものでございます。

次に、議第39号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減措置のシステム改修に伴う一般管理費236万3,000円を追加するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ39億7,672万円とするものでございます。

次に、議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正について御説明申しあげます。

市民に信頼される行政の構築を図るため、開かれた透明性の高い行政の推進に向け、情報公開請求者の制限等を撤廃するなど所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第41号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

これは、国家公務員に準じ、育児のための時間外勤務の免除制度や、短期の介護休暇を新設するなど所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第42号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申しあげま

す。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をとることができる職員の範囲の拡充など、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第43号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

市立病院医師の勤務条件の改善を図るため、時間外勤務手当等の支給について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第44号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明を申し上げます。

山形県内陸地域基本計画の変更に伴い、集積業種として指定する業種について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第45号市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

道路網の再編を図るため、3路線を廃止しようとするものでございます。

次に、議第46号市道路線の変更について御説明を申し上げます。

道路網の再編に伴い、3路線の起終点を変更しようとするものでございます。

次に、議第47号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、39路線を認定しようとするものでございます。

以上、13案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

散 会 午前10時22分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成22年6月3日(木曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校教員給食準備室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課委員	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課委員		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第2号 第2回定例会  
平成22年6月3日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開  
日程第 1 一般質問  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におかれましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成22年6月3日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
1	地球温暖化防止対策について	二酸化炭素削減推進計画の策定について 市民の認識と取組の啓発について 太陽光発電システムの普及拡大について クリーンエネルギーの小水力発電について	6番 杉沼孝司	市長
2	高齢者福祉について	高齢者地域見守り支援体制について 第4期介護保険事業計画について	5番 工藤吉雄	市長
3	災害時要援護者避難支援について	個別避難支援プラン登録について		市長
4	国の施策に対する市長の見解について	補助金削減や一般財源化が進む中市長はどのような市政をしようとしているのか 保育行政について 国民健康保険について 教育行政について	15番 佐藤暘子	市長
5	中学校給食の業務委託について	プロポーザル方式にした理由は何故か 受託者募集に1件しか応募がなかった理由をどのように考えているか 複数事業者が応募出来る条件を整え再募集する考えについて		教育委員長 教育委員長



## 杉沼孝司議員の質問

高橋勝文議長 通告番号1番について、6番杉沼孝司議員。

〔6番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

まず最初に、これまで私が就任してから3年幾らかになるわけでありましてけれども、こんなにたくさんの方の傍聴者の方が来てくださったということは本当に初めてで、大変うれしいことだと思います。大変御苦労さまでございます。感謝申し上げます。

まず、多くの国民の期待を受け、昨年9月に発足しました鳩山政権、残念ながらきのう鳩山総理の辞任表明ということになってしまいました。私もちょうどテレビをつけておって、その一番最初からずっとこう見させていただいたということでもあります。まずは国民生活のため、政治の停滞のないことを願っておるものであります。

私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号1番、地球温暖化防止対策について伺います。

ことは暖冬予想から一転、遅くまでの降雪、融雪のおくれ、低温などからか、桜の開花等が予想よりおくれ、また、昨年は新型インフルエンザの発生、ことは宮崎県での口蹄疫の発生等で、国内、国民が混乱している。これも世界じゅうの地球全体の気候変動のあらわれかと危惧されるものであります。しかし、地球温暖化は着実に進んでおります。

そこで問題なのは、地球温暖化である。地球温暖化の原因は、二酸化炭素を代表とする温室効果ガスと言われております。特に家庭からの排出量は1990年と比べると42.5%も増加している。地球温暖化は50年前より急上昇し、2100年までの間に平均気温が5.8度ほど上昇すると予測されております。温暖化が進み気温が上がると、氷河が溶け出したり海水が90センチメートルも上昇すると予測され、海拔の低い地域では水没の危機に直面し、また、大型台風、ハリケーン、洪水等の異常気象の多発、マラリア等の感染症の拡大という悪影響が予測されております。また、食料・水資源の不足、生態系の崩壊といったおそれもあります。

さて、今、世界を挙げて取り組まなければならない問題として、世界じゅうの人と動物や生き物の命を守るために、地球温暖化の防止、二酸化炭素の削減に計画的に取り組んでいかなければならないものであります。地球温暖化がもたらす人類や農作物への影響ははかり知れないものがあることは、既に皆様も御承知のとおりであります。人類と生き物の命を守り、日本の国土を守るためにも、地球温暖化防止には私たち市民一人一人がもっと積極的に真剣に取り組む必要があるものと思っております。

鳩山総理は、昨年9月の国連気候変動サミットで、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年対比で25%削減するという目標を世界に表明しました。政府では、地球温暖化防止対策の国民運動として、家庭からの二酸化炭素削減のため、家電エコポイント制度、住宅エコポイント制度や太陽光発電の普及による「チャレンジ25キャンペーン」を展開中であり、本県でも1人1日1キログラム二酸化炭素削減運動を展開中でありまして、今、美しい地球を守るため、全国の県や多くの市町村で

は、市有施設の二酸化炭素削減のための実行計画や市全体の二酸化炭素削減推進計画を策定し、さまざまな方策で二酸化炭素削減に取り組み中であるが、本市での推進計画等の策定はどうなっているのか。また、同僚議員が前に地球温暖化について質問した際、省エネの自己評価取り組みのチェックシートが取り上げられましたが、その活用状況はどう進んでいるのか、市民にどのように認識してもらい取り組まれているのかを伺いたいと思います。

次に、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとしての太陽光発電の普及のため、国や県で補助制度を設け、また、電力会社による余剰電力の買い取りを行うなど、温室効果ガス削減のため官民挙げて二酸化炭素の削減に取り組み、さらに市・町独自の補助制度を設け、二酸化炭素の削減に取り組んでおります。山形県内13市の中でも、既に六つの市で独自補助を実施し、二酸化炭素削減に積極的に取り組んでおります。環境に配慮し、住んでみたい、住みたいと、子育てするなら寒河江市だと思ってもらえるまち、人口減少を食い止めるためにも環境を守るまちとしての本市を内外にアピールするにおいても、二酸化炭素の削減への積極的な取り組みとして太陽光発電の普及、拡大を図るべきと思います。市住宅建築推進事業補助金では、太陽光発電装置の設置についても補助該当となっておりますが、太陽光発電装置が含まれる申請は現在何件あるのかお伺いいたします。

次に、都道府県別の自然エネルギーの自給率ランキングが発表されております。1位が大分県の25.2%、本県は6.03%で15位と、市町村別では熊本県五木村が1,599%と断トツの1位であります。本県では、隣町の西川町が174.3%で、100%を大きく超えている。ランキングの上位はいずれも小水力発電が主力となっております。本市は自然に恵まれ、最上川や寒河江川といった大河を初め、豊富な水がたくさん流れている支流や農業用水路がたくさんあります。クリーンエネルギーな小水力発電により、二酸化炭素削減に取り組むにはもってこいの地域であり、小水力発電やマイクロ水力発電に取り組むべきと思うがどうか伺い、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

杉沼議員からは、地球温暖化防止対策ということで、大きく4点ほど御質問いただきましたので、順にお答えを申しあげたいというふうに思います。

地球温暖化の問題につきましては、さまざまな議論があるわけでありまして、その影響については御案内のとおり、大型台風の発生を初めとする自然環境や生態系の変化、そして農業生産力の低下による食糧危機の到来など、さまざま指摘をされているわけでありまして、まさに地球的な、全地球的な取り組みが求められているという状況にあるわけでありまして。

こうした中で、寒河江市におきましては二酸化炭素の排出量を減らすという観点から、ごみの分別収集について県内でも最も早い時期に実施を始めたところでありまして、生ごみの減量のための生ごみ処理機購入に対する補助、さらには集団資源回収を広めるための助成、そして市報に掲載して、「あげます・譲りますコーナー」によるリサイクルの促進、そして「ノーレジ袋・マイバッグ運動」の推進などということで、市民生活の観点からさまざまな方策を講じてきたところでありまして。また、事業所に対しましては、特に今年度、村山地域地球温暖化対策協議会との共同事業として、市内の事業所や工場に専門家を派遣して、エネルギーの使用状況を診断し適切な助言をしていただく「省エネ診断」を実施する予定でございます。いずれにしても、二酸化炭素の排出量の削減については、従来にも増して一層推進していかなければならないというふうに考えているところでございます。

御質問の寒河江市の推進計画等の策定についてであります。市町村が定める地球温暖化防止に係る計画については、御案内のとおり二つの計画があるわけでありまして。一つには地方公共団体のみずからの事業において、温室効果ガスを削減するための実行計画というものを策定することになっております。そしてもう一つは、市全体の温室効果ガス排出抑制のための計画、地域推進計画というものを定めるということになっているわけでありまして。

最初の、市有施設などにおける地球温暖化対策となる実行計画についてでありますけれども、内容的には、例えば市の公用車を順次低公害車に更新していくこととか、市の施設に、先ほど杉沼議員のお話にもありましたけれども、太陽光発電装置を設置をするといった内容なども盛り込まれようかというふうに思っているわけでありまして。この実行計画については、先般策定をさせていただきました市の行財政改革指針・前期アクションプランにお示しをしているわけでありましてけれども、今年度中に計画策定の検討準備を行い、平成23年度、来年度に策定を目指していきたいという考えで今おります。

また、市全体の計画であります地域振興計画につきましては、環境省から計画策定のガイドラインというものを示されております。これによりまして、計画の内容については、まず二酸化炭素排出量の削減目標というものを定め、その目標を達成するために必要な市民生活並びに事業活動における具体的な取り組みを提示をするというものでございます。取り組みの一例を挙げてみますと、市民生活の面では、冷蔵庫には物を余り詰め込み過ぎないようにとか、自動車の使用を自粛してできるだけ徒歩や自転車を利用するといったようなこととありますとか、また、事業活動面では冷房

は28度、暖房は20度を目安に温度設定をすとか、夏はクールビズ、冬はウォームビズを徹底するといった内容が主な内容というふうになっているわけでありす。

こうした取り組みについては、寒河江市におきましてもこれまでも市報などを通じまして幾度となく市民の皆さんそして事業所の皆さんにも呼びかけてきた事柄というふうに理解しているところでありす。今年度策定を見直しを予定しております第5次の寒河江市振興計画の中でも、当然のことながら環境の問題というのは大きなテーマとして検討されていくことというふうに思っております。今後ともそのガイドラインに示された取り組み、あるいは今まで申しあげました取り組みを積極的に進めて、環境の対策というものを講じていかなければならないというふうに思っております。地域推進計画の策定については、まず何よりも市民の皆さんのさまざまな取り組みの実践状況、そして、先ほど申しあげましたとおり23年度、来年度に予定しております市の実行計画の進行状況などを勘案していく必要があるというふうに理解しております。

また、先般の新聞報道によりますと、政府は温室効果ガス削減に向けて、政府を総動員して実施をしていくんだと、こういうふうに表明しておりますし、県では今年度、山形県の地域推進計画を見直すということになっているわけでありす。ぜひ、その見直しの状況なども踏まえながら、また、国の取り組みなども勘案しながら、鋭意地域振興計画の策定を検討していく必要があるというふうに考えているところでありす。

次に、チェックシートの活用状況についてお尋ねでありす。御案内のとおり、政府は2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという目標を掲げているわけでありす。その中で、家庭での対策というものを一つの大きな柱に掲げているわけでありす。市民が地球温暖化に対する強い意識を持って、一人一人が温室効果ガスの削減に向けて取り組むということは大変重要なことであるというふうに認識しているわけでありす。本市におきまして、平成20年度から1人1日1キログラムCO<sub>2</sub>削減、家庭のアクション運動というものを、県と連携をしながら取り組んでいるわけでありす。家庭の中から温室効果ガス削減運動を展開しているところでありす。これについては、一人一人、個人個人がどのような取り組みをすれば何グラムの二酸化炭素削減が果たされるかというようなことについて、さまざまな省エネ方法がチェックシートによって自己評価できるものでありす。寒河江市の中からは平成20年度については195人が参加を、そのチェックシートに参加しておりますし、21年度については227人が自己評価の参加をしているところでありす。地球温暖化に対する市民の意識は、そういった意味で年々徐々に高まってきているわけでありすけれども、さらに一層の取り組みが必要かというふうに認識しておりますので、今年度についても市報に掲載をして呼びかけるなど、引き続き積極的にPRをしていきたいというふうに思っているところでありす。できるだけ多くの皆さんに参加していただいて、この運動を進めていかなければならないというふうに理解しているところでありす。

次に、太陽光発電システムの補助についての御質問でございますけれども、先ほど杉沼議員からも御指摘ありましたけれども、寒河江市においては御案内のとおりこの4月から市民の住環境の改善、それから地域経済の景気浮揚対策の一環として、「住宅建築推進事業」というものを実施いたしました。太陽光発電装置の設置についても補助対象としているところでありす。先般の市政報告でも申しあげましたけれども、5月24日現在で、この「住宅建築推進事業」については114件の交付申請申し込みがあったわけでありすけれども、その中には太陽光発電装置に関する申請というも

のではありませんでした。しかしながら、電話での問い合わせが数件ありましたので、これから何件かは太陽光発電装置を伴う申請も出てくるのではないかとこのように期待をしているところであります。

最後に、クリーンエネルギーの小水力発電についての御質問でございましたけれども、地球温暖化対策を推進する上で、石油代替エネルギーあるいは自然エネルギーとして期待されるものは、御質問のあった太陽光発電それから小水力発電のほかに、風力発電、地熱発電、バイオマス発電というようなさまざまなシステムがあるわけでありまして、小水力発電、マイクロ水力発電、取り組むべきではないのかというような御提案でありますけれども、御指摘のとおり、寒河江市そして西郡全体は豊かな水資源に恵まれた地域でもありますので、十分参考にさせていただいて、他の事例なども参考にさせていただいて、今後こうした自然エネルギーの活用について大局的に検討をしていく必要があるというふうに理解をしているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 第1問に対する御答弁ありがとうございました。

それで、市有施設の二酸化炭素削減計画について、先ほど御答弁ありました寒河江市行財政改革指針、アクションプラン、これによって23年度に作成するということではありますが、できるだけ早く策定し、温暖化防止のため二酸化炭素削減に取り組んでいただきたいというふうに思います。それでなくても、減らそうとしてもふえている状況にある中でありますので、まず市民に手本を示すというふうな意味からも、市の方で早く実施をしていただきたいものだというふうに思います。お願いをしておきたいと思います。また、市の全体の計画につきましては、県の計画見直しや、よその市とか国の動きというものもあるわけでありますけれども、検討するということですが、これらもやはり早く策定し実行する必要があるわけでありますから、よその市や何かにとられることなく、早く進めていただきたいというふうに思っております。

特に、県では家庭より排出される二酸化炭素は、県全体の排出量に占める割合が20.9%となっており、そして2006年度よりも増加しているというふうに分析をしているようであります。東京都のある市では、家庭の二酸化炭素排出量を把握するために、市内の全2万8,000世帯に環境家計簿というものを戸別訪問で配布して、そして回収して全体量をきちんと把握するというふうな温暖化防止対策に、計画に活用するというふうなものもございます。本市においても、できるだけ早く策定をしていただきたいわけでありますけれども、計画策定するに当たりましては、特に家庭よりの排出量の抑制のためにも、その排出量の把握をより実効性のある計画の策定にさせていただくためにも、把握をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

さらに、二酸化炭素削減に対する市民の認識と取り組みの啓発についてでありますけれども、先ほどありました1人1日1キログラム二酸化炭素削減運動、これらの運動に227人の参加があるようではありますが、本市の世帯数から見ますと2%弱というふうに思われます。県内の他のまちでも相当多く、この前の新聞報道ですと八百何人ですか、寒河江市よりも若干規模の小さいところでもそのような参加人数というか取り組みが行われておったようであります。もっと多くの市民が気軽に簡単に参加しやすいようなチェックシートを作成し、参加率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

次に、地球温暖化防止対策の上で最も有効である施策の一つが、住宅用太陽光発電システム導入に対する補助であると思われれます。現在本市が実施している住宅建築推進事業の中に、先ほど御答弁ありました太陽光発電装置設置に対するメニューが盛り込まれておりますが、利用されている人がゼロだと、若干の電話での問い合わせ等があるということでありますけれども、

\_\_\_\_\_、その中ではなく二酸化炭素削減という名目で独自に切り離して補助制度を設けるべきではないかなというふうに思います。例えば、その際には、これも参考例でありますけれども、埼玉県の宮代町の制度は、補助金として支払われるのではなく、町内の商店で買い物をした場合に限り領収書を持っていけば最大5万円が支

払われるというようなユニークな取り組みをしている事例もあります。こういったものを参考にし  
てはどうかかなというふうにも思うわけであります。二酸化炭素削減と地域経済の活性化と二重  
の効果があるものと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、小水力、マイクロ水力発電等の自然エネルギーの活用についてでありましたが、これらに  
つきましても、風力とか地熱、バイオマス発電、さまざまな自然エネルギーというかクリーンエネ  
ルギーの発電種類はあるわけでありますけれども、さらには当地域が水の豊富なところと、これか  
らも総体的に検討というふうなことでありましたが、やはりこういう自然エネルギーの活用につい  
ては、最も二酸化炭素削減については有効なものではないかなというふうに思います。上下水道を  
利用した発電、上水道や下水道を利用したもの、これが首都圏でさえ58カ所ほどあるようでありま  
す。資源エネルギー庁によると、小規模水力発電の適地は全国に1,609地点あるそうでありま  
す。そのうち未利用地1,389地点あるとっております。地球温暖化防止のため、ぜひ自然エネルギー  
の活用についても前向きに御検討いただくことをお願い申し上げまして、第2問といたしたいと思  
います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたので、お答えを申し上げたいというふうに思いますが、地球温暖化の防止策そして環境問題というのは、何回も申し上げましたとおり非常に大きなこれからのテーマでありますし、行政としても積極的に取り組んでいくというふうに考えているところであります。先ほど答弁しましたけれども、実行計画、市みずからの事業それから市有施設の二酸化炭素排出量の抑制計画、実行計画については、できるだけ早く23年度、つくっていきたいというふうに思いますし、それを一つの起爆剤というんですか、それをきっかけにしてさらに市全体の推進計画の策定につなげていくということも、やっぱり視界目標として実施をしていきたいというふうに考えております。それと同時に、計画ができてから実行するというだけではなくて、日常的にというんですか、これまでもいろいろな対策を市民の皆さんにも御協力をいただいてしているわけでありまして、チェックシートについても、そういう観点で県の方とも連携をしながら進めてきているわけでありまして、先ほど申しましたが、議員も御指摘のとおり、なかなか市民の皆さんにもまだ利用する方々が少ないというのも実態でありますし、ここにあるわけでありましてけれども、これはやっぱり一応登録をして申請をするということの手続上のいろいろな煩雑さなどもありますし、市報などを通じてこういうチェック項目を掲載をして、そしてみずから家庭にいながらチェックできるような啓発というんですか、そういうことについても今後検討して進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、住宅用の太陽光発電については、まだ住宅建築推進の事業の中では申請がないわけでありましてけれども、いろいろ独自に各自治体で太陽光発電の助成措置を、国、県に上乘せをしてやっているというのものもあるわけでありまして。ただ、現状の補助の割合、補助の額からすると、この住宅建築の助成の、住宅建築補助の割合については遜色のない制度ではないかというふうに思いますから、また、先日可決していただきましたので、さらに我々としても太陽光発電の設置についても住宅建築の事業の推進の中で大いにPRをしていきたいというふうに思っているところであります。先般の宮代町での事例などは非常にユニークな制度だというふうに思いますので、さまざまな面での波及効果というものを期待できるというふうに認識をしますので、我々としてもいろいろ調査をさせていただきながら検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、水力発電、小水力、マイクロ小水力発電についても、先ほども申し上げましたけれども、これからのクリーンなエネルギーとしては大変将来性もあるのではないかという認識を持っておりますから、その辺は今すぐというわけにはなかなかいかないわけでありましてけれども、研究をしながら、その可能性について調査をしていくということが必要かというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 大変ありがとうございました。

太陽光発電についても検討されていくということでありましてけれども、まず、市独自の補助について、これも市、特に山形市の参考例でありますけれども、テレビでコマーシャルまで出しているというふうなこともございます。ひとつ温暖化防止に対する気構えというようなものが違うのかな、



それにも負けないで当市においてもそういう気構えを持っておるとしますので、ぜひ積極的に取り組んでいただければありがたいというふうに思います。これらをお願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

## 工藤吉雄議員の質問

高橋勝文議長 通告番号2番、3番について、5番工藤吉雄議員。

〔5番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

大勢の傍聴者の皆さん、どうも御苦労さまでございます。

私は、新政クラブの一員として、また、次に掲げる高齢者福祉問題に関心のある市民を代表して質問します。答弁よろしく願いいたします。

生活の多様化、個々の生活の尊重、核家族化の進展、こうした社会意識変化の中、メディアに登場する孤独死あるいは無縁死とかの話題は、都会にだけにあるものと考えていました。しかし、こうした事柄は、山形にそして身近にあるものだと知らされた事件がありました。

その1に、ひとり暮らしの女性、80歳代で、先ごろまで元気な姿で生活されているところを近所の方は見かけていると言われております。しかし、数日間姿が見えないので、近所の方が訪問してみたが反応がなく、ポストに数日分の新聞がそのままの状態にありました。遠くにいる縁者に連絡、警察の手により家の中に入ってみたら死亡していたということです。警察調べによれば、脳内血管障害原因による気絶、そのまま3日ほど呼吸を続けられてから死に至ったと発表されております。死後3日ほど後に発見に至ったとのことです。結局、1週間ほど経過してからおかしいぞと気づいたのです。

その2、親子2人世帯、高齢者と障害者での出来事であります。息子が呼吸困難に陥り身動きができない状態にいるのを、近所の方により発見。救急車にて病院へ緊急搬送され、生死の境をさまようような状態になりました。残された母親は、薬を常時服用の必要がありました。90歳を超えていることを知っている近所の方々は、朝、昼、晩と見舞ったところでございます。これまで息子頼りの服薬でありました。一人きりになり、不適切な服用となり、ぐったりしている状態で近所の方により発見。病院に救急車で搬送されました。医師は一時的な薬あたりのようなもので、身体的には問題ないから帰ってよいと、しかし、同じことが次の日にも起こり、無理やり入院をお願いしたところでございます。彼らの世話を頼める親戚、身内が近しくなく、遠くにいることはわかっていましたが、住所、電話番号などがわからず、連絡のとりようがなかったため、とりあえず近所の人々によって2人の入院等々の手続を行ったところでした。

市の福祉状況調査によれば、前述のようなケースになり得るかもしれない状況にある世帯が、年ごとに増加しているのがうかがえます。65歳以上ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯でいえば、平成20年には1,672世帯、平成21年には1,700世帯、ことし平成22年には1,837世帯であります。核家族化が進み、高齢化が進み、結果今は80歳以上のみの世帯も多く見受けられます。私は、議員活動の中で、次のようなことが複数回ありました。「お母さん、しばらく見えなかったようでしたが何かありましたか」と尋ねたら、「少しくあいが悪くなったので、半年ばかり娘のところまで世話になってきた。今はよくなったので1人でも暮らせる」とお話ししてくれました。しかし、前述の事例にも述べているように、きのうは元気な姿を見せていたが、きょうはどうかわからない。倒れているかもしれない。そうでないかもしれない。例二つを通して考えると、死なな

くてもよい命がなくなったのではないのか、死線をさまようような思いをしなくても済んだのではないのか、もしここに何かしらの手があったらと思うのです。

平成22年度市政運営要旨の中に、「安心して暮らせる長寿社会を目指し、地域での見守り支援の体制づくりを実施」とあります。今、一生懸命準備されていると思いますが、見守る必要のある世帯数の推移、そして地域見守り支援の方策を伺います。

だれもが元気で健康な姿で年を重ねたい。そのための支援事業、種々たくさんのメニューがあります。特に、高齢者ふれあいサロンについて抜き出せば、新佐藤市長になってから急激にその数が増しております。平成19年度22団体、平成20年度24団体、平成21年度49団体と、地域公民館において積極的に実施されているのはうれしく思います。なるべく多種の事業に参加し、心身とも健康でありたいと思うものです。

しかし、介護が必要になってしまう方のあられも現実であります。本市において、認知症も年ごとに高齢者認知症率が高くなっており、昼夜逆転、台所よりの危険、家族も疲れるのよと、話してくれる方もおられます。前例にも述べましたが、見た目には健康であっても毎日飲んでいる薬さえ不適當な服用をしてしまう、これが実態であります。このような中、施設入所待機者も大勢おられると聞きます。第4期介護保険事業計画で、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム等の施設整備はどの程度まで進んでおられるか伺います。

身近での事件を目の当たりにして、私なりに感じたことですが、支援対象該当世帯のうち、高齢者夫婦世帯、その他の高齢者2人世帯は、2人であるから支え合い生活が成り立っているということです。考え方をもう一つ別な方向に向けたとき、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、その他の高齢者2人世帯にとって、ある日突然起こり来る緊急事態のときはどうするのでしょうか。例えば自然災害が起こったときなどは、どうすればよいのでしょうか。個々のプライバシー保護に努めなければならないとは思いますが、少なくとも防災関係者、自治組織の長は知っている必要はないのでしょうか。該当世帯とその事情を知らずして、初動対応はなし得ない気がします。知っていればこそ、日ごろより心配りができるのだと考えます。緊急通報装置を取りつけても、その周辺の認識がばらばら、または知らなかったでは力を発揮するに半減してしまうと思います。本市では、昨年市報10月20日号にて、災害時要援護者避難支援、個別避難支援プランに登録のすすめの広報が出されました。登録対象者の中の一つに、65歳以上高齢者、その中でひとり暮らし高齢者世帯、高齢者世帯とあります。さきに述べている事例対象世帯と全く同じであります。現在、個別避難支援プランに何世帯の登録がありますか。そして、この登録を地域見守り支援に活用できないのでしょうか。以上のことを伺って第1問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 工藤議員からは、高齢者福祉をめぐる問題、そして災害時の要支援者避難支援についての御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

まず、高齢者福祉の問題についてでありますけれども、御案内のとおり寒河江市におきましても少子高齢化、人口減少化というものは進んでいるわけでありまして。今年3月末現在では、高齢化率は26.3%というふうになっているわけでありまして。こうした状況の中で、高齢者の孤立化、そして病気や介護不安によるストレスなど、高齢者の方が住みなれた地域で生活をしていく上で、さまざまな不安そして課題というものが表面化してきているのが現実ではないかというふうに思います。孤独死それから無縁死という工藤議員、事例を挙げてお話しになりましたような最悪の事態というものは、何としても避けなければなりません。そしてさらに、さまざまな不安、課題というものを取り除いて、すべての高齢者の皆さんが、多くの市民の皆さんの支え合いによって安心・安全に暮らしていける地域社会を目指していくということが必要であります。そのためには、もちろん行政のみならず、地域の方々、住民の方々がお互いに協力し合う、そういう仕組みづくり、取り組みというのがやはり必要不可欠であろうというふうに認識しているところであります。工藤議員も御指摘でありますけれども、そのためには公的な機関による見守りのみならず、最も身近な隣近所の皆さん方を含めた、そういうふだんの見守り、支え合いというのが、やっぱり大変重要ではないかというふうに認識しているところであります。御指摘のとおりだというふうに思っているところであります。

まず、御質問にお答えしたいと思いますが、見守りの必要な世帯数の推移ということでありましてけれども、先ほど工藤議員が御披露いただきましたけれども、65歳以上の寝たきりの方、ひとり暮らしの方、それから高齢者夫婦の方そして高齢者のみの世帯という御披露がありました。我々としては一つの目安として、認知症の方、世帯というものを加えた数字を見守りが必要な世帯というふうにとらえているところであります。これは延べ人数になるわけでありましてけれども、平成18年は1,648世帯、平成19年は1,689世帯、20年は2,035世帯、21年は2,033世帯というふうになっているわけでありまして。増加傾向にあるというふうに認識しているところであります。こうした方々への地域見守り支援の方策でありますけれども、これまでもさまざまな支援体制というものはとられてきているのは御案内のとおりであります。一つには民生児童委員の方々の日常活動による見守り、さらには在宅介護や介護予防サービスの利用者の方、約1,000名おられますけれども、その方々については、担当ケアマネジャーを通しての見守り、さらにはふれあい給食による週3回の定期的な配食による安否確認、106世帯の方を対面の配達で健康状態も含めて見守っているというわけでありまして。それから、お話にもありましたけれど、ふれあい元気サロンについても、今年度はさらに4カ所ふえて53カ所です。2,407名の方が参加されるということでありまして。会員相互の見守りとして有効に機能しているのではないかというふうに考えております。さらには、介護士資格を有する特定高齢者指導専門員によりまして虚弱高齢者の方、291名ほどいらっしゃいますけれども、訪問見守りも行っているわけでありまして。さらに、今年度設置をいたしました長寿推進員によりまして要支援高齢者宅の直接訪問による状況把握、見守りというものを進めようとしているわけでありまして。先

ほど申しあげましたとおり、仕組みづくりというものも大事でありますので、今年度、民生児童委員の方、それから交番の駐在所の警察官の方、そして地域包括支援センターとの情報交換のための見守り支援会議というものを各地区民生児童委員協議会単位につくろうということで予定をしているところであります。

しかしながら、これで十分ということにはならないわけでありまして、議員の事例もありましたけれども、ぜひそういったことを予防していく、防止をしていくというためには、縦の支援だけではなくて、面的な支援、要するに地域全体、地域としての支え合うシステムづくりというものがやはり必要になってくるのではないかというふうに思っています。御案内のとおり、今年度寒河江市の地域福祉計画というものを策定する予定にしております。この計画の中で、これまでの公的なさまざまな、先ほど申しあげましたとおり、そうした見守りに加えて、やはり地域の皆さん、もちろん民生児童委員の皆さんも含めてですけれども、そうした地域の皆さんの全体での見守りのシステムづくりを取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。そうした方向性の中で、今年度はその手始めとして、認知症高齢者見守り事業とその一環として柴橋地区において地域見守りのネットワークの構築に向けた取り組みを実施をしていきたいというふうに考えています。そして、実施検証をした上で、さらに他の地域にも拡大できればというふうに今考えているところでございます。御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、介護老人福祉施設の整備状況についてお尋ねがございましたが、御案内のとおり第4期の介護保険事業計画は、平成21年度から23年度までの3カ年計画であります。その中においては、一つは在宅の介護サービスは、デイサービス、通所介護を中心に、利用者数は増加するであろうというふうに見込んでいるわけでありまして、また一方、介護施設整備につきましては、本年度、特別養護老人ホーム長生園で20床の増床、来年23年度においては、特別養護老人ホームしらいわで30床の増床の建築着工が予定されているところであります。また、認知症対応型共同生活介護施設、グループホームでは、あしたばさんの方で今年度1ユニット9床の増床というものを予定されているわけでありまして、ほぼ計画どおり進んでいくのではないかというふうに認識しているところであります。

次に、災害時の要援護者避難支援について御質問がございましたので、お答えをしたいというふうに思います。平成16年度、新潟県中越地震において、高齢者等災害時要支援者の方が大変犠牲になられたというケースがあったわけでありまして、国においては翌平成17年の3月に避難支援のガイドラインというのを定め、また県の方でも平成17年の12月に支援指針というものを定めているわけでありまして、こうした国、県の対応を受けて、市の方でも21年に要援護者の避難の支援計画というものを定めたところであります。この計画に基づいて、自力で避難できない要援護者の方々、いわゆる要介護者の方、それからひとり暮らしの高齢者の方、御指摘ありましたけれども、そのほかもちろん障害者の方、さらには日本語にふなれな外国人の方などを対象にして、個別避難支援プランに登録していただいて災害に備えることとしたところでございます。このプランでは、登録者の避難誘導さらには安否確認に活用していくために、避難支援者や各関係機関が登録者の個人情報というものを共有することになっております。この登録については、先ほど御指摘がありましたけれども昨年10月20日号の市報に掲載をしたわけでありましてけれども、ことし5月末現在では715名の方の登録があったわけでありまして、登録者名簿については、現在市それから各地区民生児童委員の方が情報を常時共有をして、万一の災害に対応すべく準備をしているという状況にあるわけであり

ます。この登録について、地域見守り支援に活用できないかというような御提案でありますけれども、民生児童委員の方々の御協力をいただきながら、その辺のところは今後いろいろ工夫していければというふうに我々も考えているところであります。よろしく御理解のほどお願いを申しあげたいというふうに思います。

以上であります。

高橋勝文議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 第1問に対しまして、丁寧な御答弁いただきましてどうもありがとうございます。なかなか高齢者福祉と申しますと、一口で語れないというか、多岐にわたっての部分があるということで非常に難しい問題があるなというふうに感じるところでございます。私は、以前どこかの山間の村で、ひとり暮らし高齢者の無事の確認に庭先に毎日の日課として赤い旗を掲げるというような報道を見た記憶があります。前近代的な方法ながら、元気で健康でなければできない旗揚げ作業がなされていたと、最も確実な確認作業だというふうに感じておりました。

当市においても、緊急通報装置146台が貸し出されているようですけれども、これは無事の確認ではなく、無事ではない、助けてくれの装置かなというふう考えるのであります。やはり、今御答弁いただきました内容のように、見守りは絶対必要だというふう考えるのであります。事例では、高齢者1人世帯の孤独死による余りにも悲しい旅立ちと、高齢者2人世帯に類する世帯で、1人が事故に遭えばもう1人の家族も事故に遭うような、全く典型的なような事例でありました。こういうふうな世帯こそ、日々安定した日常となるように考えるべきかなというふうに思うところあります。見守りが必要な世帯を把握決定するには、どのような方法をとっておられるかを伺います。現在の社会はプライバシーを大切に、個人を守ることが前提ではありますけれども、やはりなるべく多くの方々に事故に起きてもらわないように、こうした制度を理解して自発的に申し込みができるような形にできないものかなというふうに思うわけですが、この点をどういうふうにお考えなのかを伺いたいと思います。

それから、ウォーキングで体力増進、健康保持、多くの方々の姿を見受けられますけれども、市としても数多くのメニューをもって介護予防事業を図っておられるのは非常にうれしく思っているところであります。同時に、先ほどお答えいただきました施設整備は特別養護老人ホームの50床増、認知症対象型グループホームは1ユニット9床増というふうなことで、要介護家族を持つ世帯としては非常にうれしい朗報となると思います。しかし、5年後には戦後ベビーブーム世代、団塊の世代、昭和22年から24年までの方々のお生まれになった年齢になりますけれども、5年たつと全部、全員が65歳を超えるわけです。そうすると、いや応なしにも高齢化率が今よりもぐんと上るというふうに、すぐいろいろな形になるというふうなことではないけれども、数字的なものでは非常に高いものとなるというふうに考えます。施設のさらなる充実あるいは認知症への理解、対応の充実を図らなければならないというふうに考えるわけですが、こうしたことを踏まえまして、今後の計画の予定などはおありなのかを伺いたいと思います。

そして、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯の支援の実例の中から考えてみました。地域見守り支援、個別避難支援、このプラン、考えてみますと全くサービスを受ける側、言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、サービスを行う方の側、サービスを受ける方の側、全く同じではないかなというふうな気がするわけです。いろいろ制度的な法的な問題もあろうかと思いますが、先ほどその辺を工夫して利用というふうな御答弁いただきましたけれども、この辺あたり前で活用できるような、利用できるような道はないかというふうなことを伺いまして、第2問としたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思いますけれども、まず、見守りが必要な世帯の把握の方法についてはどうかという御質問でありますけれども、現在は基本的には民生児童委員の方々による実態調査というものに基づいて把握をしているというのが現実であります。さらにそれに加えて、介護でありますとか医療リスクの高い75歳以上のひとり暮らしの方々については、高齢者実態把握調査というものを包括支援センターの調査、そして市内の居宅介護支援事業所の委託調査という二つの調査をもとにして実態調査をしている、そして詳細を把握しているということになります。そういった見守りについて、できれば自発的な申し込みがあるような仕掛けをつくれぬのか、そうすべきではないのかというような御指摘でありますけれども、我々としては、できる限りそういう方向で進めて、手を挙げていただければいいわけでありますけれども、なかなか現実的には手を挙げる人というのは大勢はいらっしゃらないのかなというふうに思っているところであります。いろいろ工夫をしてみたい、検討してみたいなど、考えてみたいというふうに思います。

それから、介護保険の関連施設のさらなる充実ということになりますが、御案内のとおり高齢化率というものは進んでさらに高まっていくだろうというふうに思います。御案内のとおり、国が定めた基本的な指針というものに基づいて整備が図られるということになるわけでありまして、さらなる施設入所に対する需要というものも高まってくるであろうということは容易に想定されるわけでありまして。県の方でも、次期の計画策定に当たっては、やはりそうした状況を踏まえて柔軟に対応していく必要があるのではないかというような認識を持っているというふうに聞いておりますので、我々としても現実の課題それから今後の動向などを踏まえながら、また、寒河江市にあります高齢社会の支援計画検討委員会というのがありますが、その中でいろいろな御議論をいただきながら、今後の新しい計画の策定に反映させていただければというふうに思っているところであります。

それから、最後に、一つの情報で制度が違う二つのサービス、見守りと個別避難支援プランについて共有できないかということになりますけれども、やはりそのプライバシーの問題というものもありますから、その辺はいろいろ検討していく必要があるというふうに思います。そして、必ずしも、先ほど申しましたけれども、対象者が全く同じということでもないわけです。災害の避難についてはやっぱり障害の方、それから日本語が達者でない方なども含めて、そういう要支援、要介護ということになる、支援者ということになるわけでありまして、必ずしも情報が全くイコールではないわけでありまして、その辺いろいろ工夫してみたい、いろいろ研究をしてみたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、そういうネットワークをつくっていくということが重要でありますので、そして多くの方がそういういざというときのための安全・安心を確保していくというのが最終的な我々の目標でありますから、そこに達成できるようなシステムというものをやっぱり構築していくために一層努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。



高橋勝文議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 どうもありがとうございます。やはり、この問題、一口で語れない部分が非常にあるというふうを感じるわけであります。なるべく多くの支援を受けなければならないというような方々に、どういうふうにしてみんなで目を向けていくかというふうな認識が大事なのかなというふうに感じたわけですが、とにかく、年ごとに、先ほども言いましたけれども増加する高齢者というふうなことで、こうした方々に保健、健康の健の方の保健、それから介護、医療、福祉、それから防災の面からも、とにかくみんなで注意を払っていかなければならないかなというふうに思います。そういう意味で、ますます福祉の関係にありましては、包括支援センターのさらなる充実というふうなことに目を向けていただきたいものだなというふうに感じたところであります。そして、先ほど答弁の中にもありましたが、今から策定しようとしている地域福祉計画、この部分に十分考えていただきたい。私、こうして質問させていただいて、この文章をつくるに当たりまして、どうしても制度、制度の間に、ちょっとここにひっかかるけれども、でもまだバンとぶつかってこない、該当しない、ではこっちの制度ではどうかなと、いや、ちょっとこれもまだちょっと足りないなと、いわゆるすき間に当たる方々にも目が向けられるような制度となるように、地域福祉計画を考えていただきたいというふうに強く期待して、私の質問等終わります。どうもありがとうございます。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 本日最後の質問者となりました。私は、日本共産党の議員として、日ごろ接している市民の皆さんから、早く景気をよくしてほしい、仕事がなくて困ったという切実な声を聞くたびに、国の政治がよくならなければどうにもならないと思う一方、市政に携わる議員の一人として責任の重さを痛感しています。

市長は、4万市民の命や暮らしに責任を持つ行政の長として、国の施策に対してどのような見解をお持ちかを伺いながら、具体的な寒河江市の施策について順次伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

前政権が進めてきた構造改革路線のもと、「官から民へ」の規制緩和が一気に進み、「民間でできるものは民間で」、「経済効果の上がないもの、効果の悪いものは切り捨てる」、「競争に負けていくのも自己責任」といった新自由主義政策が進められてきました。さらに、リーマンショックの影響は、戦後最大の不況と失業者を生むこととなりました。一昨年来、大きな社会問題となった「派遣切り」による失業者の増大は、規制緩和という国の政策によって生み出された最大の弊害と言わざるを得ません。国民の期待を集め誕生した鳩山首相がきのう辞任をし、政局は一層混迷を深めることとなりました。この間、地方自治体の財源として最も頼りとなる地方交付税や補助負担金などが軒並み削減され、地方自治体の財政を圧迫しています。保育行政でいえば、04年度より公立保育所運営費国庫補助負担金が一般財源化されました。保育需要の増大で、都市部を中心とした待機児童が急増し、国はこれらの対策として、保育所を新たにふやす対策をとらず、入所定数を大幅に規制緩和して、国の責任を地方自治体に転嫁する対策をとってきました。

子供を育てるのには、単に安上がりであることや効率を優先させるのではなく、さまざまな環境に置かれている子供たち一人一人が尊重され、大事に育てられなければなりません。国の方針が変質する中であっても、自治体は住民を守る立場をしっかりと堅持し、責任ある施策を行うべきと思いますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、国民健康保険について、これまでの国の施策について伺います。国民が今一番負担を感じているのが国民健康保険税です。国民健康保険は、国民健康保険制度の根幹をなすもので、医療を受けるためになくてはならない制度です。しかし、加入者は農業や自営業者、年金受給者や職を失った人など、被用者負担を受けない人たちであり、最も負担感の重い税となっています。厚生労働省の国民健康保険の実態調査によれば、国保加入者のうち職を持たない無職者の割合が1980年代半ばは2割強であったものが、近年では6割近くにふえており、国民健康保険に加入している世帯の収入に占める保険税、保険料の割合が、被用者保険、つまりサラリーマン世帯の保険料の倍以上になっているという調査報告があります。さらに、国保財政への国の負担割合も法改定のたびに引き下げられてきたことも、国保財政悪化の大きな要因と言われています。国は、国保税を払わない人からは保険証を取り上げ、短期間の保険証しか発行しないなどの制裁措置を義務づけましたが、このことが未納や滞納をなくす解決策にはならず、医療が受けられずに重篤化したり、逆に医療費を

ふやしているといった事例も聞かれます。

医療はお金の有無で制限されることなく、だれもが生きる権利として保障されなければならないと思います。国保はその最後のとりでであり、国がそれを支えなければならないと思います。多額の保険料が払えなければ利用できない現在の国保は、憲法25条の趣旨からも逸脱するものであり、国民の命を守る社会保障として国が十分な財政負担をすべきであり、市長は市民の命を守る立場として、そのことを強く求めていくべきだと思います。さらに、国保制度を国民の生活実態に見合ったものに変えていく必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

これらのことを踏まえて、寒河江市の保育行政、国民健康保険について順次質問させていただきます。

初めに、保育行政について伺います。寒河江市では、これまでみなみ保育所、にしね保育所の2カ所を指定管理者制度に移行してきましたが、同じ市立保育所ではあっても、子供たちを保育する保育士の待遇や身分が違ったり、共通した保育認識がなかったりするならば、子供たちにとって好ましいことではないと思います。これ以上の指定管理者による保育を進めるべきではないと考えますが見解を伺います。さらに、待機児童の解消や乳児保育の需要にこたえるには、保育所の増設とか増築など、子供たちにとって快適な居場所づくりに力を尽くすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険について伺います。私は、以前市立病院の医療費滞納対策として、国民健康保険法44条に基づく寒河江市独自の医療費の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の制度を適用してはどうかと質問しました。この質問に対し、市長は、条例にはあるがそれを運用する要綱がないので、国の方のマニュアルができれば運用したいと言われました。山形県では、庄内町が初めて要綱を作成し、今年の4月から医療費の一部負担金の減免制度を実施することになりました。寒河江市でも医療費の一部負担金減免制度を実施することについて、市長の見解を伺います。

二つ目に、国保会計に対する一般会計からの法定外繰入についての考え方を伺います。

寒河江市の国保財政は、基金を取り崩し、ぎりぎりの運営をしていることは、皆様も御存じの通りです。しかし、分母となる加入者の所得水準が非常に脆弱なため、ふえ続ける医療費を賄うための税収がなかなか上がりません。それでも大部分の人は、生活を切り詰めて必死の思いで納税をしているのです。そういった努力をしてもなお払えない人、滞納する人がふえています。できるだけ国保税負担を軽くし、なるべくみんなが払える国保税にすべきだと思います。ことし山形市が大幅な値上げ、1人当たり平均19.8%をしましたが、市が一般会計から法定外の繰り入れ4億5,000万円をして、値上げをできるだけ抑える方法をとりました。寒河江市でも一般会計からの法定外繰入をし、国保財政の健全化に努めるべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育委員長に質問いたします。

就学援助について、長引く不況のもと生活困窮者が増加しています。経済的に困難な家庭の子供もひとしく教育を受けることができるよう国の就学援助の制度がありますが、教育委員会では経済的な理由で子供たちの教育が妨げられることのないように、就学援助についても積極的に取り組んでこられました。資料によりますと、寒河江市の平成20年度の要保護該当児童生徒はゼロ、準要保護児童は小学生127人、中学生79人、合わせて206名となっているようですが、現在の該当状況はどうなっているのか伺います。

次に、2005年度より準要保護児童生徒への国庫補助がなくなり、国庫補助があるのは要保護児童生徒の修学旅行のみとなり、国からの補助金が大幅に削減されたと聞いています。そのことにより、準要保護児童生徒への認定基準を変更したということはないのかどうか伺います。

2005年の法改正により、寒河江市の要保護、準要保護児童生徒への援助の内容は、法改正前と比べ変わったのかどうか、変わったのであればどのように変わったのか伺います。

文部科学省は、2010年4月から要保護児童生徒の就学援助金の対象費目を拡大し、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費について国庫補助対象にすることを発表したとあります。その理由は、新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけることを挙げています。準要保護児童生徒に対しても拡大した対象費目が一般財源化されるとしていますが、寒河江市ではどのような対応をされるのか伺います。

次に、私立高等学校等補助制度について伺います。寒河江市の私立高等学校等学費補助制度は、平成5年、私立高校に通う生徒の授業料を補助することを目的に制度化されたものであり、公立、私立間の授業料の格差を少しでも埋めようと所得に応じて支給されてきたものです。この間、該当要件を緩和したり、額を引き上げたり充実を図り定着してきたところですが、新年度の予算から消えているのはなぜなのか、理由を伺います。

親の失業など経済的に困難を抱えている子供たちがふえている中、この制度はぜひ復活させるべきと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、中学校給食の業務委託について伺います。5月21日の議員懇談会で、中学校給食業務委託についての報告をお聞きしました。この業務委託にプロポーザル方式を採用したことの理由を伺います。

次に、受託者募集に1件しか応募がなかったことを、どのように考えておられるのか伺います。意向調査に当たっては、市内3件の事業者から参加の意思があったと聞いているところですが、その後4月21日の説明会には4社が参加されたと聞いています。なぜ応募まで至らなかったと思われますか。教育委員会が業務委託をするに当たり、できるだけ質の高い内容の業務委託をと考えておられることはわかりますが、応募者が1社しかない中では比較することもできないし、例えば応募した業者の提案内容などがいまいちといった内容であっても、その業者に委託せざるを得なくなるのではないかと考えられますが、そうなった場合の委託をどのように考えておられるのか伺います。また、競争する相手がないことによる弊害はないのかどうかお聞きします。

今回の公募に当たっては、できれば市内の業者で、顔が見え安心できる事業者をと願っていましたが、市内の事業者に限定したことや、設備投資に相当なお金が必要ということで踏み出せなかった事業者もあるのかと思いますが、募集範囲を山形、天童周辺まで広げるなどして再募集する考えはないのかどうかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 私からは、保育行政そして国民健康保険についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、保育行政についての私の基本的な考え方という御質問でありましたので、お答えを申し上げたいと思いますが、私は立候補をした際にも申し上げているわけでありまして、子供からお年寄りまで安心してそして元気に暮らせる寒河江の未来をつくっていかうということで当選をさせていただきました。とりわけ寒河江の宝であります子供たちが、すくすくと健康にそして明るく安心して暮らせる社会、子育て支援というものには、やっぱり意を用いなければならぬというふうに思っているところであります。そうした意味で、保育行政の推進につきましても、さらにこれまで以上に充実、強化をしていく必要があるというふうに認識しておりますし、寒河江の将来を担う子供たちが、やはり今後とも寒河江を愛しそして思っていていただいて寒河江をよくしていただきたいという願いでいっぱいでありまして、そうした基本的な理念を持ちまして、保育行政の推進に取り組んでいるところでありますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的な御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、保育行政の推進でありますけれども、御案内のとおり市内の乳幼児施設については、7カ所の公立保育所があるわけでありまして、ことし4月現在では666名の児童が入所しているわけでありまして、また、民間の就学前の児童施設といたしましては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、そして事業所内保育所が2カ所ということで、合計10カ所に623名の乳幼児が入園、入所しているわけでありまして、公立、私立合わせますと17施設、児童数は1,289人となっているわけでありまして、この入所の割合でいいますと、市立の保育所が51.7%、民間保育施設が48.3%ということでありまして、公立、民間でほぼ半々で、それぞれ役割分担をしていただきながら各施設が持つ特色を生かして、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供して子育て支援をしていただいているというふうに、まず認識をしているわけでありまして、

御質問の指定管理者による保育に関しましてであります、御案内のとおり市立保育所の指定管理者導入につきましては、民間のノウハウさらには柔軟性、機動性を活用した運営を行い、多様化する保育のニーズに対して効果的にサービスを提供していただくという目的のもとに進めているところであります。平成19年4月にみなみ保育所に指定管理者制度を導入して、今年3月まで3年間は指定期間として実施をしてきたところであります。実施をしてきてどうだったのかと、そういうことが一番基本的な問題であります。導入の効果ということになるかと思いますが、保育所では初めて土曜日の午後の延長保育というものが実施できました。さらには、指定管理者が経営する幼稚園と、このみなみ保育所との運動会などの行事の相互参加というものを通して、子供たちの交流、園外保育活動の輪も広がってきているようであります。このことは、昨年7月に全保育所利用の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました、調査結果からみなみ保育所の評価をみますと、「多様な遊びが取り入れられている」、「園外保育の内容や回数に満足をしている」、「老人クラブ等との地域交流が盛んになっている」、「年齢に応じた社会的ルールが身につくような指導をしている」といった項目について高い評価を得ているというふうに思っております。今申し上げ

ましたように、保護者の方からも好評を得ているわけでありまして、公立保育所と指定管理者制度導入保育所によるなお一層の児童保育サービスの相乗効果も大いに期待できるということから、市といたしましては、みなみ保育所の指定管理者制度を継続するとともに、本年度から新たににしね保育所に指定管理者制度を導入をしたところでありまして、先ほども申しあげましたとおり、寒河江市のあしたを担う子供たちの健やかな成長をはぐくんでいくというためには、子供たちが育ちやすい、そして育てやすい環境をつくっていくということが何よりも重要であります。今後ともさらに質の高い保育サービスを提供していくために民間のノウハウなども十分取り入れながら、また、保育所における指定管理者制度の導入についても導入の検証なども十分に行いながら、子育て支援の一層の充実に努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、保育所の増設等についての御質問がございましたが、御案内のとおり、近年本市におきましても少子化の影響で児童数は年々減少している傾向があるわけでありまして、共稼ぎ家庭の増加それから核家族化の進展などに伴いまして、低年齢児の保育所入所申し込みが急増しております。その結果、入所児童の年齢構成は数年前と比べて4～5歳児の割合が減少して、1～2歳児の割合が増加しているという状態にあるわけでありまして、こうした状況を踏まえて、待機児童の解消とさらなる乳児保育の需要にこたえていくということが喫緊の課題であるというふうに認識しているところであります。そうした中で、今般2カ所の認可外保育施設の方から、施設整備等を行い認可保育所に移行したいという要望が出されたところであります。需要の多いゼロ歳から2歳までの乳児保育の受け入れを中心とした施設整備の充実という観点から、市としても2施設に対しまして支援を行いニーズにこたえていきたいというふうに考えているところであります。いずれにしても、今後とも官、民挙げて市全体で保育環境の充実、子育て支援に努めてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険についてお答えを申しあげたいというふうに思います。

御案内のとおり、国民健康保険制度については、疾病や負傷に対する医療給付、出産育児一時金、そして葬祭費などの給付を行って、住民の医療の確保と健康増進に大きく貢献をし、さらには将来に対する安心を提供し、住民生活を支えてきた大変重要な制度であるというふうに認識しているところであります。その制度を安定的に運営し維持していくのは、やはり国の責務であるというふうに考えているところであります。

国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤という構造的な問題は、医療費の増加や少子高齢化、雇用情勢の変化の中で、これから一層深刻さを増していくということが予想されているわけでありまして、御指摘のとおりであります。こうしたことから、寒河江市におきましても、市町村国保の広域化を図り、県単位で一体的に運営することなどによって、国保財政の基盤強化を図っていくことが必要であるというふうに我々も考えているところであります。このことにつきましては、高額医療費共同事業や保険基盤安定制度、さらには財政支援安定化支援事業などの国保財政基盤強化策の継続実施と一層の充実強化も含めまして、寒河江市としても国・県に対して強く要望を申しあげているところであります。なお、先般、国におきまして国保法等の改正によって国保財政基盤強化策を4年間延長する規定、さらには都道府県が広域化等支援方針を策定できるようにする規定が施行されたところでございまして、今後とも市民が安心していけるような国保制度を構築していくように、国・県に対して引き続き要望をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、国民健康保険法の第44条の規定による一部負担金の減免等についての御質問でございました。規定では、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対しまして減免等の措置をとることができるというふうにされているわけでありまして。しかしながら、現在までその一部負担金の減免申請はないという状況になっているわけでありまして。申請がなされた場合はどうかということではありますが、これも以前にお答え申しあげましたけれども、法の趣旨に沿いながら個々のケースに応じて具体的かつ詳細に調査・審査をし、総合的に判断すべきものと考えているところであります。御指摘のように、一部市町村では要綱を定めているところもあるようでありましてけれども、寒河江市におきましても何らかの運用方針が必要というふうを考えているところであります。国におきまして実施をいたしました窓口負担未収金モデル事業の結果を踏まえて、今年度中に国から一定の基準が示される予定でありますので、国の動向を注視していきたいというふうと考えているところであります。

次に、国保会計への繰り入れについて御質問がありました。国民健康保険は、加入者が納める保険税そして国・県・市の負担金などによって、病気やけがをしたときの医療費の支払いなどに充てる仕組みとなっているのは御案内のとおりであります。議員からは、一般会計から法定外の繰り入れをして、保険税額の上昇割合を軽減してはどうかという御提案であります。国からの通知では、国保制度の趣旨に沿って適切に運営すべきものということでありまして。国保会計への繰出金については、財政援助的な繰り出しは法定分以外好ましくないというようなことも言われているところであります。市民生活に直結をいたします国保税率の上昇がさらに大きくなるように、これまでも未収、未納金の収納対策、さらにはジェネリック医薬品の利用促進そして疾病予防事業など、医療費の抑制のさまざまな対策を取り組んできたところであります。今後ともこうした対策に引き続き積極的に取り組んで、国民健康保険財政の健全運営に努めていきたいというふうと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 佐藤議員からは、教育行政に関しまして、一つは就学援助制度、二つ目に私立高等学校の生徒に対する学費の補助、3点目としまして中学校の給食業務についてのお尋ねがございました。順次お答え申し上げます。

まず初めに、就学援助制度についてお答えしたいと思います。この制度は、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童及び生徒の就学機会の確保を図るため、その保護者に対して学用品等就学に必要な援助を行うものであります。本市における平成22年5月末現在の認定者数の状況を申し上げますと、要保護世帯の児童生徒はおりません。準要保護世帯は小学生151人、中学生68人、合計で219人と相なっております。質問の中で言及されておりますように、市町村が行う就学援助につきましては、平成16年度までは要保護世帯及び準要保護世帯のいずれもが国庫補助の対象でありました。平成17年度に補助金の交付要綱が改正されまして、国庫補助の対象は要保護世帯の児童生徒のみになり、以来準要保護世帯の児童生徒に対する就学援助につきましては、市町村の一般財源で運営されております。その際といたしますか、お尋ねの認定基準、就学援助の申請があった場合の要保護世帯、準要保護世帯の認定基準のことかと思いますが、これにつきましては変更はいたしておりません。

次に、就学援助の内容についてであります。学用品等につきましては、平成16年度の支給額と比較して1割下げしております。また、給食費につきましては、実費の9割支給から7割支給に引き下げたところであります。そして現在に至っております。

次に、就学援助の支給対象範囲の拡大の件について申し上げます。要保護世帯の児童生徒に対します就学援助につきましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給の対象に加えるとの改正通知をごく最近受けたところでございますけれども、現段階におきましては、ただいま申しあげましたように、本市における要保護世帯の児童生徒はいないわけでございますけれども、この通知を見る限りにおいては、本市の場合、要保護世帯は支給の対象になるかは消極的に解釈せざるを得ない。つまり、支給対象となるには疑義があるというように今のところ検討しておるところでございます。これと関連しまして、準要保護世帯の児童生徒についても、同じように支給の対象に加えるということについてどのように考えておるかという点でございますが、この件についてはいまだ不明なところが多うございまして、とりわけ肝心の財源措置等については何ら明らかではありません。そのようなことから、地方交付税措置など今後の動向を把握しながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、私立学校生徒に対します学費補助についてお答えいたします。本市におきましては、これまで生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対しまして年額3万円、市民税所得割額が2万円以下の世帯には年額2万円を支給してきたところであります。御案内のとおり、本年4月から国の公立学校の授業料無償化がスタートいたしました。これにあわせて、私立学校の生徒にも就学支援金が支給されるようになりました。この制度は、私立学校に在学する生徒全員を対象に、ただいまの公立学校の授業料相当額として9,900円を支給することに加え、生活保護世帯や低所得世帯にはさらに支給限度額を加算するというものであります。また、県におきましても、生活保護世帯や低所得世帯には国の就学支援金に上乘せをして助成することとなっております。この結果でございますけれども



ども、生活保護世帯には国・県合わせまして月額2万5,900円、市民税非課税世帯には月額2万4,750円、市民税所得割額2万円以下の世帯には2万4,750円から1万9,800円、逆に言うべきだったでしょうか、が支給されることになりまして、私立高校生徒への支援はこれまでもなく充実したものになっております。本市の私立高校生徒に対します学費補助につきましては、これまで保護者の負担の軽減という点につきましては一定の役割を果たしてきたものというふうに認識しております。しかしながら、ただいま申しあげましたように国や県の制度が従来の水準を超えて格段に充実したことから、本市の補助事業につきましては廃止することとし、今年度の予算には計上しなかったところであります。本市といたしましては、このたびの国の就学支援金など新たな制度設計に基づく支援の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、中学校給食の業務委託に関しましてお答えいたします。中学校給食につきましては、民設民営の方式によりまして、平成23年4月からの実施に向けて鋭意準備を進めておるところであります。現在、プロポーザル方式によりまして委託事業者の選定を進めております。

まず初めに、プロポーザル方式にした理由についてお答えを申しあげます。普通地方公共団体が契約を締結する際は、一般的には競争入札の方式がとられ、最も安い見積額を提示した者が契約の相手方として選ばれます。しかしながら、専門性や特殊な技術、ノウハウが必要なもの、求められるような業務等の場合は、単に価格の安さだけでは発注者側が期待した成果が得られないこともございます。このような場合の契約手続の一つとしてプロポーザル方式がございます。この方式は随意契約の一種ではありますが、応募資格や業務内容等、あらかじめ公表して受託希望者を公募し、業務遂行に関する企画提案書などの提出を求め、それを審査し、最も望ましい提案を行った事業者を契約の相手方として選定するものであります。現在本市が準備を進めております民設民営方式による中学校給食業務につきましては、調理業務に加え、配送業務、さらにはこれらの業務を遂行するために必要な施設・設備の整備も含まれております。このため、業務委託契約の締結に際しましては、国が示しております「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、本市の次代を担う子供たち約1,400人分の安全・安心な給食を、確実に安定して提供できる能力のある事業者を選定する必要があります。仮に競争入札を行い、価格の安さだけで受託を選定した場合、先ほど申しあげましたような衛生管理基準を守れない事業者が選定されるおそれも出てまいります。また、過去の実績等に基づきまして、特定の事業者を指定して随意契約を締結する方法もありますけれども、公平性の観点から課題があります。このため、プロポーザル方式による受託希望者を公募し、学校給食に対する基本的な考え方、業務遂行にかかわる管理運営体制、調理場施設・設備の整備計画、給食業務に関する実施に関する要領、配送車両及び配送従事者の配置と業務体制などに関する提案書の提出を求め、それを審査し、応募した事業者の中から中学校給食業務を安全・確実に遂行できる事業者を公平・公正に選定しようとするものであります。長くなりましたが、以上がプロポーザル方式を採用した理由でございます。

次に、受託者募集に1件しか応募がなかった理由をどのように考えているかという御質問にお答えいたします。ただいま申しあげましたように、学校給食は特に衛生管理面においてハードルを高く設定されております。このことは、新しい給食センターを整備するという観点から、安全・安心できる給食を実施するためには欠かすことのできないものであります。また、市内に本社がある法人であって、市内に調理施設を新築、増築または改修などの方法により整備し、1日約1,400食の

調理を配送できることという要件を設定したわけでございますけれども、これは、実施方式を検討する段階で、公設によります、要するに市によります1,400食規模の給食センター方式との比較において、それと同様あるいは同程度に遜色なく中学校給食を実施できるようにするため、条件を設定したわけであります。また、市内の事業者とすることで、地域全体で次代を担う子供たちを育成するという本市の教育理念を具現化するとともに、食育や地産地消の推進、地元企業の育成及び雇用の創出による地域経済の活性化という効果も考えられるからであります。可能性ありとしていた事業者からは説明会に参加していただきましたが、応募意思の表明の段階におきまして、応募要件等を勘案した結果、事業者の総合的な判断により最終的に応募件数が1件のみということになったものではないかと考えております。教育委員会といたしましては、本市が目指すところの中学校給食を実現するために、ただいま申しあげましたような要件を設定したところでありますが、結果としてこのように応募が1件のみとなったことにつきましては、これを事実と受けとめながら、当市の方針どおり実施要領に従い選定手続を進めているところであります。

次に、応募が1件だけなので、その事業者と契約せざるを得なくなるのではないかと、また、競争する相手がいないことによる弊害はないのかという御質問、御指摘がございました。このことについてお答えを申しあげます。

このたびのプロポーザルにおきましては、委託事業者の選定を公平・公正に行うために、学識経験者、専門家、保護者代表、学校関係者などによって組織する「寒河江市中学校給食業務委託事業者選定審査会」を設置したところであります。委託事業者として選定するかどうかは、あくまでもこの選定審査会においてプレゼンテーションあるいはヒアリングを行いながら、提案書の内容を十分に審査していただいた上で最終的に決定をするわけであります。また、契約に当たりましては、本市が求める要件を十分チェックいたしますし、契約後においても、発注者として業務遂行の状況を常に把握し、必要な場合につきましては改善を求めていく考えであります。このようなことでありますので、議員御指摘のようなことが生じないよう十分に対応できるものであるというふうに考えておりますし、積極的に申しますと対応してまいりたいというふうに考えております。

最後の御質問になりますが、募集範囲を山形、天童周辺まで広げ、複数事業者が応募できる条件を整え再募集する考えはないかという御質問にお答え申し上げます。

ただいま申しあげてきましたように、今回のプロポーザル方式によりまして、本市が目指す中学校給食を実施することが十分に可能であるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、これまでの方針どおり、現在の委託事業者の選定手続を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。残り時間が少なくなっていましたので、要点をとらえて質問させていただきたいと思います。

指定管理者の委託をすべきでないかと申しあげたのは、この制度によって国や自治体の責任がなくなってしまうのではないかと、それが民間の方にもう移されてしまうのではないかとというふうな心配が一つあります。それから、もう一つは保育労働者の人件費の水準を低下させてしまうのではないかとというようなことも心配されます。と言いますのは、委託を受けた側は国の基準どおりの計算をして、寒河江市の方では委託をするわけですけれども、人件費などについては、どれくらい払うかというのはその委託を受けた側の裁量であって、それがどれくらいの人件費が支払われているのかということはわからないわけですね。それを調べることも寒河江市ではできないというふうなことがあったわけです。ですから、どうしても人件費が高くなる年功者といいますか、経験を積んだ保育士さんというのはだんだんと少なくなって、若い経験の浅い保育士さんが大勢雇われるというふうなことに繋がっていくのではないかと。そのことは、経験を積んだ保育士さんであればいろいろなことに対応できる能力を持っていると、今、経済的にも困難な社会情勢の中で、さまざまな事情を抱えた子供たちがたくさん入ってくるわけですね。そういう子供さんたちを家族ごと支援をするといいますか、心配をして面倒を見てあげる、それが公立保育所の役目だというふうに思うんですけども、そういう経験が若い方に伝わっていかなくなるという心配があると私は考えているんです。そういう一つの心配もあります。ですから、そういうことを民間に委託をしてしまうということは、寒河江市、本来自治体が果たすべき役割がどんどん責任が薄れてしまって、民間の方に移されてしまうのではないかとこの心配があるわけです。そういうことから、私はこれ以上の指定管理者制度に移すべきではないのではないかとこのことを申しあげたわけです。そのことに対して市長はどのように考えていらっしゃるか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、国民健康保険医療費の一部負担金の減免制度についてですが、申請がないと市長はおっしゃいました。そもそも申請がないはずで、こういう制度があることを市民は知らないんです。ですから、まずはこの制度の実施要綱、そういうものをまず寒河江がつくって、そしてこういう制度があるのだということを知らせていくという必要があると思います。そういう誠実さが必要ではないかなというふうに思いますが、市長いかがお考えになるか伺います。

それから、就学援助についてであります。国の財政負担がなくなって、非常に大変になっているということはよくわかります。でも、準要保護の児童生徒さんというのは、要保護との基準、境がつかないほどに生活には大変困っている方が多いわけですね。どの方が要保護に当たり、どの方が準要保護になるかというふうな境というのは非常に難しいことだというふうに思います。ですから、要保護の生徒さんと同じような支援が必要ではないかというふうに私は思っているところです。

参議院のホームページに出ているんですけども、国の補助金が打ち切られて準要保護生徒の状況がどうなっているのかということ調査した資料があったんですけども、今生活が困難な中で、準要保護に当たる児童生徒がふえていると。しかしながら、国からの補助がなくなったために、自治体での準要保護に該当する子供たちの数が少なくなっているということなんですね。ですけれども、やっぱりこういうことであってはいけないというふうに思うわけです。そして、この最後に結

果のまとめとして述べていることが、ヘックマン教授というアメリカの学者の言葉なんですけれども、低年齢児の人的資源は、その後の人的資本蓄積や進学率、賃金率に大きな影響を与えていることが、アメリカのデータによって確認されていると。日本でも同様の状況が成立しているのであれば、就学援助によって教育の機会を保障することは、単にその時点における経済格差の縮小効果だけではなくて、より効果的な人的資本の蓄積に寄与する可能性があるというふうなことを述べているわけです。これはやっぱり米百俵の例えがあるように、やはり一時的な財政の支援という効果だけではなくて、将来の人間を育てる、そういう大切な仕事につながっているというふうに言われています。そういうこともお考えいただきながら、ぜひ準要保護への支援も御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、まず2問として市長にお考えをお聞きしたいと思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 時間がありませんので、簡潔にお答えをしたいと思います。保育所の指定管理者の中で、やっぱりこれまでの長い歴史の中で、市立保育所の保育にかけるノウハウというものも大変やっぱり貴重なものだと思いますし、それは重要に考えていかなければなりませんし、また指定管理者を受けた施設についても、そういうノウハウというものを蓄積がないのであれば、やっぱりお互いに情報提供しながら、さらに子育て支援に対してよりよい保育の方法というものを連携しながらしていく必要があるというふうに思います。お互い、先ほども申しあげましたけれども、それぞれの相乗効果というものを大いに期待していきたいというふうに思いますし、何らかのそういった連携できるような機会というものを設けていって、研修あるいは情報交換に努めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、国民健康保険の減免についても、やはり庄内町での事例もありますし、先ほども申しあげましたけれども、国の方でやっぱり一定の基準を示すということもありますから、その辺の動向を見ながらしていかなければなりませんし、ある程度いろいろな機会を通じて、そういう制度としてあるんだということについても、やっぱり多くの市民の皆さんに周知を図っていく必要があるというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 要保護世帯と準要保護世帯についての学費補助についての第2問でございますけれども、本市におきましては、要保護世帯、準要保護世帯、これは同じ要綱で同一に扱ってあるところでありますし、そういう意味では、準要保護世帯がここから外れて一般財源化された中にあってはかなり大きな市なりの努力をしてきたのではないかと、私から言うのもあれですけれども、そんなふうに思っているところであります。このたびの準要保護世帯の取り扱いにつきましては、今までの流れもあるところでございますし、ただ、一般財源化というふうな中で、その措置について正直申しあげまして今のところ皆目わからないということでもありますので、第1問でお答えしましたように、国の動向など、その地方交付税措置等の一般財源の中身すら、あるいは内容というようなものを十分見きわめたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤議員。残り3分45秒です。

佐藤暘子議員 今、教育委員長からの御答弁の中で、財源措置については一向わからないというふうな御答弁がありましたけれども、私どもの入手した資料によりますと、国は交付税措置をするというふうなことをいっているということがありましたので、ぜひそういう点では交付税措置が確定した場合にはお考えいただきたい、実施していただきたいというふうに思います。

それから、保育所の件につきまして市長からいろいろと答弁ありましたけれども、乳児保育所が今年度からまた多くなるというふうなことがありましたけれども、地域的に非常に偏っているのではないかなというふうに思うんです。中心部から外れたところにその施設があるということがありますし、やっぱり人口が集中する中心部にその乳児保育所、低年齢児の保育所というものも配置する必要があるのではないかなというふうなことを思うわけです。それで、保育所自体がもう老朽化しておりますので、保育所の建設などの計画も立てていただきながら、乳児保育所の中心部への増設、新築といいますか設置というものもぜひ考えていただきたいというふうにお願いをいたしまして、第3問といたします。御答弁ありましたらよろしく申し上げます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 大変いろいろ御質問をいただきましたけれども、いろいろな子供、保育に関する施設の整備初め、保育環境、子育て環境を整備していくということは、大変我々にとって非常に大きな命題でありますので、いろいろ佐藤議員初め各議員の皆様、そして地域の皆様のいろいろなお声を反映させていただいて、聞いた上で適切に対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

散 会 午後0時05分

高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。



## 平成22年6月7日(月曜日)第2回定例会

## 出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課室長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監事		

## 事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第3号 第2回定例会  
 平成22年6月7日(月曜日) 午前9時30分開議

再 開  
 日程第 1 一般質問  
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、6月3日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年6月7日(月)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	男女共同参画社会の実現について	行財政改革指針前期アクションプランに掲げる女性比率30%はどのように達成していくのか 男女共同参画のまちづくり条例の制定について	4番 辻 登 代 子	市 長
7	子育て支援について	子育て知恵袋の配布について 子育て支援員制度の導入について 市立病院の夜間小児救急の設置について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	政治姿勢について	<p>諮問機関（審議会・委員会等）のあり方について</p> <p>委員会主体の審議にするために</p> <p>（イ）委員選任のあり方</p> <p>（ロ）ゆとりある審議期間</p> <p>（ハ）事務局の強化</p> <p>（ニ）仮称・まちづくり委員会について</p>	16番 川越孝男	市長
9	教育行政について	<p>中学校給食について</p> <p>（イ）現在進められているプロポーザル方式の課題について</p> <p>小学校給食調理業務委託契約にかかわる問題点について</p>		教育委員長
10	職員定数について	<p>行政本来の業務は、完遂されるべきだが、その現状と改善策について</p> <p>適正配置なるよう点検・見直しについて</p> <p>臨時・パート賃金の引き上げについて</p>		教育委員長 監査委員 市長
11	寒河江市の観光振興について	<p>観光振興策について、どのように取り組んでいるのか。経過と今後について</p> <p>観光資源についての考え方、整備の方策について</p>	3番 石山 忠	市長

## 辻 登代子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号6番、7番について、4番辻 登代子議員。

〔4番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 皆さん、おはようございます。

待ちに待ったさくらんぼの季節となりました。そして、寒河江市の大イベントの一つ、第8回花咲かフェアINさがえが開催されております。より多くのお客様がおいでになることを心から願っているところであります。

私は、新清・公明クラブの一員として、通告番号に従い質問させていただきます。

通告番号6番、男女共同参画社会の実現についてであります。

本県において、昨年の1月に県知事に吉村知事が就任され、はや1年半を迎えております。東北初の女性知事誕生で、全国においても注目を浴びていることと思います。私たち女性にとりましても、女性知事誕生は大きな喜びであります。女性でもできるのだと大変勇気を与えていただきました。

男女共同参画の実現が求められている今日、県においても市町村における男女共同参画計画の策定率を50%を基本目標として取り組まれております。男女共同参画策定の計画に取り組まれている自治体は年々増加しつつありますが、2009年末時点での県内における各市町村の策定に対する取り組みの状況は、策定済みが半以下の16市町、45.7%であり、8市町が策定予定で、2010年度中に実施されるのは鶴岡市のみとなっております。

先ごろ、新清・公明クラブでは福岡県八女市で施行されている男女共同参画まちづくりについて視察を行ってまいりました。それらを踏まえて、男女共同参画のまちづくり条例の制定について質問させていただきます。

男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を負う社会のことです。本市において本年度、寒河江市行政改革指針前期アクションプランが策定され、「市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立」を目標にしております。

その中の一つである、「市民主体の元気な活力ある寒河江市の形成」として、市民参画の推進について女性委員比率の向上は30%の目標となっております。本市では平成21年度4月現在で委員会や審議会が41あります。委員数は全体では376名で、そのうち女性委員は59名で15.6%であります。

そこで、市長に伺います。女性委員の比率を30%と目標にされておりますが、どのような方法で実施されるのかお伺いいたします。国において、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、2020年度まであらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度を目標として取り組まれており、年内に第3次男女共同参画社会基本計画の策定を予定しております。

福岡県八女市では、国が制定した男女共同基本法に基づき、男女共同参画のまちづくり条例が平成16年4月1日から施行されました。市、市民及び事業者の協力による男女共同参画の推進を重要

な課題とし、だれもが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりの実現を目標にしております。特色としては、基本的施策に農業者への支援や自営業者への支援があり、市は必要な支援を行うよう努めていることでもあります。また、男女共同参画に関する人権侵害についての苦情や救出の申し出、相談に応じ、必要な措置を講ずるために男女共同参画支援員を設置しております。

条例は1．人権の尊重、2．慣行等にとられない活動の選択、3．政策方針の決定過程への参画、4．家庭生活と他の活動の両立、5．教育の場における男女共同参画の推進、6．国際社会との協調という六つの基本理念に基づき、1条から24条まで策定されております。この条例の制定、施行により、市民の意識改革がなされているように思います。

そこで、市長にお伺いいたします。本市において市民主体の元気な活力ある寒河江市の形成を目指すための、男女共同参画まちづくりの条例を制定することに対し、どのようにお考えになられるのか御所見をお伺いいたします。

通告番号7番、子育て支援についてお伺いいたします。

このたび、民主党が看板政策に掲げた子育て支援対策の一つである「子ども手当」が実施されることになり、今後の子育て支援に対する大きな期待がなされております。本県においても知事は、「子育てするなら山形県」を目標とし、県の新たな少子化対策として、「やまがた子育て応援プラン」が実施されました。昨年10月に発足した「やまがた子育て応援団」と称され、子育て支援の県民活動を広げようとする対策がなされております。

本市においても、市長就任以来、就学前の乳幼児医療の無料化や、妊娠健康診査に対する公費の助成を5回から14回に拡大し、安心して子供を産み、子育てしやすい環境づくりを目指しております。このたび、平成22年度から平成26年度までの子どもすこやかプラン後期計画が策定され、子育て支援がさらに充実されることを望むところであります。

そこで、千葉県市原市で実施されている子育て支援員制度について質問させていただきます。

市原市では、子育て支援の一環として乳児家庭訪問事業を実施しております。生後4カ月を経過したころから、子育て支援員が各家庭を訪問し、子育てに関する心配事などの相談相手となったり、必要に応じて市の関係部への取り次ぎを行ったりする行政サービスであります。家庭訪問の際に、子育て体験談をまとめた冊子、「子育ての知恵袋」も配布しております。子育て支援員は市長の委嘱を受けた制度でボランティアであります。また、「子育ての知恵袋」と称する子育てガイドブックは、市民から実際にあった子育て中の体験を募集し、数多くの事例を1冊の本にまとめたものであります。

少子高齢化、核家族化が進行し地域とのかかわりが希薄化しており、子供を産み育てることに對して不安や負担が増大している現状であります。この制度を実施することによって、安心して子供を産み育てられるものと思います。

市長に伺います。市原市で実施している子育て知恵袋の配布と子育て支援員制度について、いかがお考えになられるか御所見をお伺いいたします。

次に、市立病院への夜間小児救急の設置について質問させていただきます。

全国的にも医師不足により診療体制が縮小されてきており、特に小児科医が足りないために子育てに関して最も重要な子供の命を守るための診療が充実されていないのが現状であります。寒河江市立病院においては、平成7年度まで小児科が設置されておりましたが、その後廃止されておしま

す。

現在、山形市には平成21年9月から山形県小児救急電話相談窓口が設置されております。夜間救急病院は山形市立済生館や県立中央病院、山形市夜間診療所がありますが、本市のほとんどの子供たちは山形市の夜間救急を利用しておられるようであります。本市の子育て中の若者からの強い要望で、子育て支援の一環として市立病院への夜間小児救急の設置をぜひお願いしたいとのことです。

市長に伺います。子供の命を守るための市立病院への夜間小児救急の設置についてどのようにお考えになるか、御所見をお伺いいたします。

私の1問とさせていただきます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま辻議員の方からは、男女共同参画社会の実現と子育て支援について何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいというふうに思います。

まず、男女共同参画社会の実現に関してでありますけれども、御案内のとおり本市では昨年度に新たな行財政改革指針というものを策定して、平成24年までの前期アクションプランを定め、それに沿って取り組んでいっているところであります。その中で、市民参画の推進の方策として、政策や方針の決定過程における女性参画の拡大を図って女性の声をできるだけ施策、市政に反映させていくために、市の各種審議会等の委員については女性委員の積極的な起用に努めるということとして、その構成率について30%を目標として掲げたところでございます。

議員御指摘のように、現在本市の審議会等においては女性委員の割合は15.6%ということでありますので、アクションプランの期間中にそれを倍増していくという意味で30%の目標を設定したところであります。

この女性委員の割合、30%の目標どのように達成していくのかということではありますが、現在本市における審議会、委員会等についてその構成メンバーや改選時期等、整理、分析しているところであります。それぞれの審議会の性格、特徴に合わせた対応を個別にしていくことが必要かというふうに思っているところであります。具体的な方策といたしましては、審議会等などでは公共的な団体から委員を選出している場合が多いわけでありますので、そうした団体に女性団体を加えていくと、さらには各団体に対して女性委員と指定しての推薦を依頼すること。また、学識経験者として女性の方をお願いをするということ、さらには公募委員に女性の枠を設けることなどを検討しているところであります。既に、委員が選任されたばかりの審議会等もありますので、直ちにすべてについて実施していくということにはならないわけでありますけれども、要綱等の改正が必要な場合もございまして、委員の改選時期に合わせて適切に対応していく必要があると考えているところであります。

なお、このたび予定しております振興計画の見直しのための振興審議会では、委員定数20名のうち女性委員が7名ということで、比率にいたしますと35%に予定させていただいているところであります。

次に、男女共同参画のまちづくりの条例の制定についての御質問であります。御案内のとおり男女共同参画社会の実現に関しましては、平成11年に男女共同参画基本法が制定をされ、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国に対しては男女共同参画の基本計画の策定、そして県に対しては男女共同参画計画の策定というものを義務づけているわけであります。市町村に対しては男女共同参画計画の策定に努めるという努力目標、努力義務の規定が定められたところでございます。県におきましては平成12年度に計画を策定をし、平成17年度にその見直しを行っているわけであります。そうして、議員が御指摘のように、今年度まで県内における市町村の計画の策定率を50%とする目標を設定をして進めているところでありますけれども、現在16の市町において策定されているというふうになっているわけであります。

この男女共同参画社会の推進について、改めて考えてみますと、私は子供からお年寄りまで安心して、そして元気に暮らせるまちづくりを推進するという事を申しあげているわけですが、そのためには男女の性別にかかわらずお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現していくことが基本である、一番大切なことだというふうに認識しているわけであります。そして、仕事、地域、家庭などさまざまな場面において男性と女性がともに納得して役割分担をしていくことが理想でありましょうし、その役割分担の度合いは企業や地域、家庭でおのずと異なってくるのではないかというふうに考えております。

男女共同参画社会の形成に最も必要なこと、よく言われることでありますけれども、長い年月により培われてきた慣習を転換していくための意識改革であります。八女市の条例の中でもそういうことをうたっているようですが、その実現には行政の果たす役割というものも大変大きなものがあると認識しているわけであります。意識改革には、当然のことながら男性も女性もその意識改革は必要であります。女性が仕事や地域において積極的に参画するためには、育児や家事などにおける男性の参画というものが必須であります。そのためには特に男性の意識改革というものが求められているというふうに認識しているところであります。

そのための取り組みとして、市におきましては市が主催する各種講座に男女共同参画に関する内容を取り入れておりますほか、家事への参画を促すために男性を対象とした料理教室などを開催してきたところであります。また、今年度の人事異動に際し、女性幹部の登用を拡大いたしましたし、また将来の女性幹部登用に意を用いた人事配置も行ったところであります。

御質問は男女共同参画のまちづくり条例の制定についてということですが、本市においてはまだ男女共同参画計画というものをまだ策定していない状況でありますので、条例を制定する前の段階として、計画の策定が当面の課題であるというふうにとらえているところであります。

計画を策定しさまざまな施策を行っている八女市を初め、他の市の追跡調査結果など拝見いたしますと、具体性があり共感を呼んで参画しやすい計画内容にしていくことが大切であるというふうに思っているところであります。男女共同参画計画の策定については、女性の方からも当然積極的に策定に参画をしていただきながら、女性の意見を大幅に生かして計画を策定していくべきものであるというふうに考えておりますし、また計画を絵にかいたもちにしないためにも、まずその理解を深めるために講習会を積極的に開催するなど意識の浸透と機運の醸成を図り、その上で計画の策定につなげていきたいというふうに考えておりますし、ひいては条例の制定へと進んでいければというふうに認識しているところであります。

次に、子育て支援について御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいというふうに思います。

ことしの3月に策定いたしました次世代育成支援行動計画、子どもすこやかプランの後期計画の中では子供をはぐくむ環境づくりの重要性を掲げまして、母子保健の充実や子育て機能の強化などを中心的な施策として取り組むこととしているわけであります。主な事業としては、母子保健事業や子育てに関する情報提供・相談機能の充実を挙げておるわけですが、具体的な取り組みとしては母子健康手帳交付のときに安心して出産や子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに關して必要な資料等を配付をしてきめ細かく説明をしております。また、出産後には生後二、三カ月の乳児全員を対象に保健師による家庭訪問を実施をして母親の健康、乳児の発育発達等に対する訪問



指導を実施しているところであります。また、3カ月、9カ月、1歳6カ月、3歳児の乳幼児健診時におきましては、保健師が子供の成長に合わせた必要な情報を提供し、育児を行う上でのアドバイスを行っております。そのほか、子育てについては悩まれる方も大変多いわけでありますので、保健師による定期相談を初め家庭相談員や保育士による相談事業を実施をして、言葉のおくれや子供の養育に関する事など各種相談に適切に対応しているところであります。さらに、今年度は特に育児不安が強い親御さんに対して新たに臨床心理士による発達相談や育児相談を行うこととして、充実を図っているところであります。

御質問の市原市の「子育ての知恵袋」でございますけれども、地域社会全体で子育て家庭を応援していこうという趣旨で、市民の方々から実際にあった子育て中の体験を募集し多くの事例をまとめたものと伺っております。また、地域の子育て家庭を訪問する子育て支援員制度につきましては、多くの市民がボランティアで参画をし市民みんなで子育てを応援しようという取り組みであります。

御案内のとおり、市原市は東京都心から近く千葉県を代表する工業都市であります。人口約28万人の都市であります。市原市に比べ本市は三世帯同居率も高く、育児・生活全般において地域の結びつきもありまして協力関係が保たれているものと思っておりますけれども、以前よりは近隣、地域との関係も希薄になっているのも事実でありますし、今後その傾向はさらに強くなっていくものと思っております。市原市の取り組みについては多くの市民が協力し、子育てを応援していこうという理念、大変すばらしいものがあります。今後、寒河江市においてもさらなる子育て支援を推進していく上で大いに参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、市としても子供たちの健やかな成長を願い、多くの市民の協力をいただきながら一層の子育て環境の充実・強化に努めていく必要があると改めて認識したところであります。

次に、夜間におきます小児救急の医療の設置についてお答えを申しあげたいというふうに思います。

急病やけがなどの際にいつでも安心して受診できる救急医療体制の構築は、極めて重要な課題であります。小児救急におきましても、子供さんが急病の場合にはすぐに診察してもらえる医療体制を願う親御さんは、大変多いのではないかとこのように思っております。

寒河江市におきます小児医療の実態は、平日・日中の外来診療につきましては市内に小児科を開業している先生方がおられるわけでありますけれども、夜間・休日の救急診療や入院が必要な場合などは、かかりつけの先生に診てもらえる場合は別として山形市内の病院などを利用しているケースが多いというふうに伺っております。これは県立河北病院が平成21年4月から小児科医師が1人体制となりまして、休日・夜間の救急診療ができなくなったということも影響があるものというふうに思っております。

辻議員からは、市立病院に夜間の小児救急を設置してはどうかという御質問でありますけれども、先ほど来辻議員からも御指摘ありましたけれども、市立病院では昭和51年から平成7年まで山大的方から小児科医師の派遣をお願いし、週2回あるいは3回の診察を行ってきたわけでありますけれども、山大的からの派遣医師が中止となって小児科を廃止した経過があるわけであります。

市立病院として小児科を常設し、救急医療も含めた専門的な小児医療を実施していくことが大変望ましいものだと認識しているところでありますけれども、このためには複数の常勤医師の継続的な確保というものが何より不可欠であります。全国的にも小児科の医師不足が深刻化している現状

では、これは極めて難しいものがあるというふうに思っているところであります。夜間の小児救急医療を市立病院で行うということについても、当然のことながら小児科の医師の確保というものが必要であります。

また、御質問の中で平成21年9月から山形県で行っている小児救急電話相談事業のことについて触れられておりますが、これは子供さんの発熱や下痢などの急病の際に、専門的な知識・経験を有する看護師が電話相談、夜の7時から10時までに毎日応じているわけであります。家庭での対処方法や医療機関への受診などについてアドバイスを行っていただいているわけですが、この電話相談によって医療機関にかからないで家庭で対処できるケースも多いというふうに聞いております。これまでも市報でお知らせいたしたところでありますけれども、引き続き周知を図っていく必要があるというふうに認識しているところであります。

いずれにいたしましても、市内には休日及び夜間の小児救急を行う医療機関がないという現状であります。これは寒河江市のみならず西村山地域における大きな課題であるというふうに認識しております。小児科医師が不足している現状の中で大変難しい課題ではあります。今後、医師会さらには近隣の自治体、関係機関などと十分協議を進めながら、その対策を鋭意検討していかねばならない課題であるというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 辻議員。

辻 登代子議員 1問に対する御答弁ありがとうございました。

これから、女性委員比率30%目標達成に向けて女性の枠を拡大していただき、より多くの女性委員参加を望むところでございます。

そして、男女共同参画まちづくりの制定について、これからもいろいろな施策を講じていただきまして、より多くの女性の委員参加を望むところなのですが、各自治体においても女性管理職登用への積極的な動きが見られております。本市においても、本年度より子育て推進課長に就任されました柴崎課長に就任のお喜びを申し上げます。とともに、これまで培われた経験を十分に発揮されまして、子育て支援に対する充実を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

昭和22年度から昭和24年度までの生まれた人を団塊の世代と申しますが、2007年度の定年退職者数は全国の日本人の12%を占めると言われております。その、女性は半分であります。定年後は再就職する人や趣味を楽しむ人、孫を育てる人、ボランティア活動をして地域に貢献する人、人生それぞれであります。中には根強く残る習慣や意識のため、一歩前進することができない方もいると思っております。ただいま、市長が申されましたように、男性におきましても意識改革が必要であると思っております。少子高齢化の進行に伴いましてこれからの社会情勢の変化に対応するためにも、男女共同参画社会を目指す取り組みをよろしくお願いいたします。行政の役割を十分果たしていただきたいと思っております。

次に、子育て支援についてであります。その子育て支援の一つとして子育ての知恵袋の配布、その本についてでありますけれども、いろんな、市の方では子育てするための施策といたしましては多方面におかれまして実行されていると思っております。

市原市の子育てのガイドブックにつきましては、第1章乳幼児期の子育て編、そして第2章学齢期小学校の子育て編、第3章学齢期中学生・高校生の子育て編、第4章子供の病気健康編と第1章から第4章までとなっております。一例として申し上げます。このようなガイドブックからでございますが、第1章は乳幼児期の子育て編、子供の栄養に関する事の中のミルクに関する事、「1断乳、問題点はなかなか母乳をやめられなかった、解決方法としておっぱいからしを塗ってやめました」とあります。子育てしている中の悩みの一つでありますけれども、市原市で実施されている子育て知恵袋の本があったならば子育てもしやすいのではないかと思います。子育てに悩むお母さんの参考書にもなると思います。この本市で配布されている本の中に子育て知恵袋を加えていただければと思っておりますので、今後とも御検討よろしくお願いいたします。

それから、子育て支援員制度についてであります。本市の平成22年度寒河江市子育て情報によりますと、妊婦から出産後までのさまざまな保健事業、子育て支援が実施されております。保健師さんは母子家庭等については現在7名で、先ほど市長が申されました赤ちゃんへの全戸訪問、3カ月、9カ月、1歳半、3歳児までの健診とその結果に対する相談など、子供に対するいろいろな多方面において仕事をなされております。保健師さんとの仕事は別としても、子育て支援員制度の導入により、子育てする方と地域とのかかわりが多く持たれるのではないかと思います。地域に見守られて子育てしているという安心感が持たれ、今話題とされている育児放棄や虐待防止にもつながるものと思っております。この点につきましても、今後充実していただきますようよろしくお願いいたします。

いしたいと思っております。

そして、市立病院への夜間小児救急の設置についてであります。現在子育てに頑張っておられる方の一例を申し上げます。深夜に子供が40度近くの熱を出したので河北病院に行ったのですが、専門医師不在のために座薬だけをもらい山形市済生館に行き、新型インフルエンザ流行のために2時間ほど待つて診療を受けて帰ったとのことであります。子供がぐあいの悪くなるのは深夜か特に土、日曜日が多いと言っておられました。平日は本市の開業医の診療を受けておられるそうです。

子供のいる家庭においてはこのようなことが常に起きているわけでありまして、本市におきましても医師の確保が困難であることは十分にわかっておりますけれども、子供を持つ親からの強い要望であることを十分に受けとめていただきまして、早期実現に向けての取り組みをお願いしたいと思っております。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指していただき、子育て支援の充実を図っていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番から10番までについて、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 佐藤市長が就任して2年目に入り半年を迎えます。そこで、佐藤市長の「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というスローガンの具現化に向けた基本的な政策と当面する課題について、市長並びに教育委員長と監査委員に通告に従い順次質問いたしますので、率直な見解をお聞かせいただきたいと思います。

通告番号8、政治姿勢について、諮問機関のあり方についてお伺いいたします。

市長は、施政方針の中で、市民と行政の信頼関係の向上のためには行政が所有する情報を積極的に提供し、より風通しのいい市政をしていく必要があります。施策の形成過程についても積極的に公開し、市政の透明性を確保することとし、その手始めとして新年度予算策定に際し市ホームページに担当課からの予算要求状況を掲載したところであります。さらに、寒河江市行財政改革指針の策定に際しまして、積極的に委員の公募を行うとともに多様な手段を活用して市民の声を聴取し開かれた行政を目指して取り組むことが述べられており、私も同感であります。

しかし、諮問機関についてはその運用いかんによっては功罪があることも明らかであります。佐藤市長になって委員の公募制や兼任の解消、女性委員の数の拡大、ワークショップの活用、パブリックコメント制の導入など改善策がとられていることは評価をするものであります。さらに、充実したものとするために伺ってまいります。

一つは、委員の選任のあり方であります。現在、市民の中から選任されておりますが、以前のように市民に限らず複数の大学教授が選任されていたこともあります。したがって、大学教授や弁護士などの専門の方を選任すべきと思います。

二つには、市民アンケートやパブリックコメントの導入、そして原案作成段階からの委員会による審議など、市民の声を反映した民主的な審議をするためには3カ月や半年では無理があります。ゆとりを持った審議期間を確保する必要があると思います。これが担保されなければ形式的なものにならざるを得ないと思います。

三つには、こういった民主的な手続を実行するためには事務局体制の強化が必須の条件になると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

私はことし1月に議会運営委員会で、岐阜県多治見市の市政基本条例の制定に際して市民や議会のかかわりを調査すべく視察をしてみました。多治見市の市政基本条例は平成17年9月議会に提案され、2回の継続審査を経て平成18年3月議会で審議未了廃案となり、平成18年9月議会に再提案され全員一致で可決制定されたものであります。多治見市における市民のかかわりは、平成15年10月市政研究会としてメンバーを固定しない自主的な団体が市内に100団体つくられ、それぞれが月2回のペースで34回開催されたそうであります。そこで出された意見を、市が12の小学区で年2回開催するパブリックコメントの場である地区懇談会での集約を積み上げを図る中で、平成18年9月議会での再提案は全員一致で可決成立となったそうであります。

このことから多くのことを学ぶことができます。議会の対応としては論点、争点を明らかにする中で全員の合意まで至らなかったことから多数で決めずに審議未了廃案にしたこと。その後も全議員による調査活動を継続したことであります。当局の対応としては、議案を強引に通すのではなく、

議会の審議を尊重したこと。加えて再提案に向けての市民の意見を反映する手立てと時間をとったことでもあります。市民の対応としては、メンバーを固定しないだけでも自由に参加できる自発的な研究会を立ち上げたこと、そういった研究会をリードする活動家が育っていることでもあります。

そこで伺いますが、こういった手法について市長の感想をお伺いしたいと思います。通告では仮称・まちづくり委員会としていますが、多治見市の市政研究会のような市民の自主的な運動と組織活動を育てることによって、より多くの市民の声を市政に反映できると思いますが、こういった取り組みについて市長の感想も含め考えを伺いたいと思います。

次に、通告番号9、教育行政について伺います。

中学校給食について現在進められているプロポーザル方式の課題について伺います。

5月21日議会に対し、中学校給食の進捗状況が説明されました。それによると平成23年4月から実施する民設民営によるセンター方式の委託業者の選定は、プロポーザル方式により寒河江市中学校給食業務委託事業者選定審査会が選定することが明らかにされました。既に、手続きが開始され説明会には4社が出席されたが、応募の意思表示されたのは1業者のみでその事業者を応募資格決定したことが報告されました。事業者名を求めたが明らかにされませんでした。

プロポーザル方式とは複数の事業者からの提案を受け、その中から最も適正な提案、適正な見積もりを出した者と契約する方式であります。ところが、1社のみではプロポーザル方式本来の成果が発揮されないと思います。1月の議会への説明では3社が可能としながらも、事業社名は示されませんでした。このとき既に、センター化に対応できる事業者は一つだけだったのではないかと考えられます。さらに、3月議会での債務負担行為として平成23年度から平成32年度分の中学校給食調理業務として9億6,000万円が既に決定されています。

市民の中には「出来レース」ではとの懸念の声があります。「市教育委員会は、確実に参加できるのは1社しかつかめていないのに、形式的にプロポーザル方式や公募したのではないか」との疑念が持たれているのであります。そうでないのなら、なぜ業者名を市議会の1月の全員協議会や5月21日の定例懇談会でも公表できなかったのか理解できなくなります。5月8日に開催されたJASAさがえ西村山第16回通常総代会資料には、アグリランド、フードセンターの実施計画には既に載っているのであります。

プロポーザル方式による契約は随意契約であります。寒河江市契約に関する規則第29条では、随意契約は2者以上の見積書を徴取するものと定められています。

そこで、市民の疑念を払拭し公正・公平な事業を進めるために、今後どのように対応するのか教育委員長に伺います。さらに、職場の声として出されているアレルギーなどの個別調理への対応や、各学校への配膳員の配置及び臨時日課にも対応した給食の配送の実現と、債務負担限度額9億6,000万円の内容について教育委員長にお伺いいたします。

次に、の小学校給食調理業務委託にかかわる問題点について伺います。

ことしから私の地元の高松小学校でも柴橋小学校、西根小学校に続いて調理業務が民間委託されました。それぞれの学校の調理師の方々が、学校行事への参加も含め一生懸命働いておられることに感謝しています。

入学式での教職員紹介で、調理師の2名が市外の方であったことから疑問に思い調べてみますと、寒河江市の職員の場合は住所要件がありますが、契約書には従事者の住所要件が入っていないことから、6社で入札が実施され予定価格の69%で落札したことなどがわかりました。

そこで、小学校給食調理業務の民間委託が始まった昭和61年度以降現在までの委託業者や委託金

額、調理師の数や入札の状況などを調査したところ、現在の柴橋、西根、高松の調理師8名中、市内の方は2名であることがわかりました。また、入札の落札価格は3校の最近のもので見ますと、柴橋小学校の平成20年2月4日の入札は、796万円の予定額に対し81.4%の648万2,000円で、大新東ヒューマンサービス株式会社が落札。西根小学校の平成19年1月31日の入札は、808万円の予定額に対し81.12%の655万5,000円、同じく大新東ヒューマンサービス株式会社が落札。高松小学校は平成22年2月12日の入札は、609万円の予定額に対し69%の414万円で一富士フードサービスが落札、それぞれ契約がなされています。

柴橋小学校の場合、平成19年度までは3年に1回入札し、その翌年度と翌々年度は落札業者と随意契約をしています。これは当時のやり方としては可としますが、契約金額が異常であります。入札時は低くして落札し次の2年間で元を取り、その次の入札時には再び安くし落札するパターンが繰り返されているのであります。

千円以下切り捨てた数字で具体的に指摘したいと思います。入札の平成5年度が721万円、平成6年度は随意契約で937万円、平成7年度は随意契約で875万円、平成8年度は入札で712万円、平成9年度は随意契約で992万円、平成10年度も随意契約で1,029万円、平成11年度は入札で729万円、平成12年度と13年度は随意契約で912万円と996万円、平成14年度は入札で936万円、平成15年度と16年度は随意契約で969万円と976万円、平成17年度は入札で935万円、平成18年度と19年度は随意契約で969万円と845万円となっています。さらに、随意契約時の見積もり徴取も契約相手1社きり徴していないことも明らかになりました。これらの状況から見て、官製談合の疑いがあるのではないかと指摘を受けたのであります。委託料の主なものは人件費であることは明らかであります。

そこで3点について教育委員長にお伺いいたします。

一つは、高松小学校の場合、委託料が予定価格609万円の69%の414万円で落札され今後5年間続くわけではありますが、安ければいいというものではないと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

二つには、調理師に支給されている賃金は幾らか伺いたいと思います。短時間雇用職員の時間賃金は870円となっています。市の調理師の賃金は、日々雇用職員の場合日額賃金が6,500円、短時間雇用のパートの職員の場合は時間賃金870円となっています。これを下回るような調理師の有無と、下回った場合改善策を検討すべきと思いますが、契約の問題もありさまざま難しいことであろうと思いますけれども、あわせて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

三つには、現行の業務委託の状態は職安法第44条及び同法施行規則第4条に抵触していないのかという意見が寄せられました。したがって、この点についても教育委員会としての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、前述しました柴橋小学校の入札と随意契約のあり方、実態先ほど申しあげました。そして随意契約でありながら契約相手1社のみで見積もりの徴取をしているという、この関係であります。このことが問題ないのかどうなのか監査委員にお伺いいたします。

平成18年度及び19年度の随意契約については、契約相手からの見積もりきり徴していないことを確認をしています。平成16年度以前の任意契約については教育委員会に資料がないということで確かめることができませんでした。しかし、監査委員からの指摘や指導がなされていたならば、平成18年度及び19年度においても正規の2社以上の見積もりが徴されていたものと思われる。

また、平成18年度の予定価格981万8,000円が、児童数が同じなのに平成19年度には849万9,000円に、なぜ130万円も減ったのか疑問であります。身内に甘いと言われない厳正な監査委員の見解を

お伺いしたいと思います。

次に、通告番号10、職員定数について伺います。

市議会に提案される議案の正誤表による訂正が毎回のようになっています。また、当初予算で決定された事業が執行されず翌年度に繰越明許なる事態も起きています。これらの原因が明らかにされていませんが、要員不足に起因しているのではないかと心配でなりません。昔と違って時短が進行し、時間外労働の抑制が求められている現在、要員の充足状況を検証する必要があると思います。

行財政改革のもと、毎年度定数削減を進める一方で日々雇用の方が78名、パートの方が85名、合わせて163名の臨時職員をふやして市政の運営がされているわけであります。民間委託や指定管理者制度を除いた臨時職員であります。職員定数適正化計画で毎年削減を続けることの是非についても、ここで検証する必要があると思います。

そこで3点について伺います。

一つは、行政本来の業務は言うまでもなく完遂されて当然であるが、どうなっているのかその実態を検証すべきと思いますが、この現状、どうなっているか、また問題があれば改善策についてどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

二つには、本議会初日に住宅建築推進事業費の追加補正が決定になりました。こういった部署やさまざまな計画の見直しや策定などを担当されている部署などでは、事務量は想定をはるかに超えているところもあると思われます。業務量などを見定め、適正な職員配置となるよう点検見直しをすべきと思いますが、このことについても市長の見解を伺いたいと思います。

三つには、臨時、パート賃金の引き上げをすべきと思います。

本市の場合、日々雇用の基本日額が6,500円であります。パートの時給基本が870円であります。これでは、調理師の賃金でも述べましたが、年収200万円以下の労働者の増加が今社会問題になっています。寒河江市自体が官製のワーキングプアをつくり出していることになりはしないでしょうか。これでは結婚し、子供を産み育てることは到底無理であります。子育て推進課をつくってきめ細かな施策の展開も必要であります。最も基本となる働く人々の市民の賃金を、行政が引き下げる役割を果たしては、本末転倒と言わざるを得ません。他市の動向にとらわれずその是正に取り組むべきと思いますが、もちろん一気に是正することは不可能だと思いますが、その是正策も含め市長の見解をお伺いして第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分



高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 私の方からは政治姿勢、それから職員定数の問題について何点か川越議員から御質問いただきましたので、続けて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、市の審議会等につきましてはそれぞれの目的により委員の構成内容は異なるものがあるわけでありまして、委員の選任につきましては、必ずしも市民であることを条件にするものでももちろんないわけでありまして、そうは申しまして、現実には市内の各団体からの委員を選任させていただく場合が多いわけでありまして、委員の大方は市内在住者というふうになっているのも現実であります。これは本市の状況等を十分に把握している方、さらにはそれぞれの団体の立場を代表して発言していただける方に対して委員をお願いして、市民の意見の総体としてまとめていただくことを求めてきた結果であるというふうに認識しております。

一方、社会情勢の急激な変化や多様なニーズに対応していくには、専門的な視点や外部からの客観的な見方も必要になってきているわけでありまして、ちなみに、今般第5次の振興計画の中間年の見直しに際しまして、振興審議会の委員には学識経験者として市外の大学の先生に委嘱をお願いする予定もしているわけでありまして、いずれにいたしましても、審議会等における委員の選定につきましては、より中身の濃い充実した審議となるよう審議会の目的や内容に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、ゆとりある審議期間をとということで御質問いただきましたけれども、審議会によっては早急に対応することが求められ短期間での審議をお願いしなければならない場合もあるわけでありまして、十分に審議をしていただけるように必要な期間を設けることがやはり基本であるというふうに認識しているところであります。そのため、審議会を開催する際には準備を早目にしておくこと、さらにはできるだけそういった審議期間を多目にゆとりを持ってとっておくことなどを努めたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、事務局体制についての御質問でありますけれども、一般的に施策を実行していく上ではあらかじめその目的や実施の方針、実施内容等を検討し決定していくこと、当然行わなければならないというふうに思っておりますので、基本的には審議会等の事務局の業務についても通常業務の一環であるというふうに認識しております。しかしながら、定例的でない大規模な計画や新規の計画に関する審議会等の事務局の業務については、通常業務の一環では対応が難しい場合もありますので、そうしたケースにおいては事務局担当者の業務を所属課内で調整していくことや専任スタッフを配置するなど、適宜対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、まちづくり委員会についての御質問がありました。多治見市の例を引かれての御質問でありますけれども、議員がおっしゃる仮称・まちづくり委員会、市政研究会というものについてはさまざまな市民の方が自由に参加をして意見を述べ合う市民組織ではないのかなというイメージを持ったところであります。私は市民主体のまちづくりをより一層進めたいというふうなことを、いつも申しあげているわけでありまして、昨年度市内全域において地域座談会を開催させていただき、よいきっかけづくりになったのではないかとというふうに思っておりますし、また職員の地域担当制を導入をして幸生・田代地区においては地域づくり計画を策定させていただいて、今年度から地域が主体となって具体的な地域づくり事業に取り組んでいただいているところであります。今般の第5次の振興計画の見直しに当たりましても、各地域ごとに地域ワークショップを行うことな

どを計画しております。市民が地域づくりのためにみずから考え、発言する場を数多く設けてさまざまな市民の声をまちづくりに生かす取り組みを行っていきたいと考えているところであります。

こうした取り組みが契機となり、議員おっしゃるまちづくり委員会のような活発な活動ができる市民組織が育っていくことになれば、目指すところの市民主体のまちづくりに大きな力になるものと期待しているところであります。

次に、職員定数の問題について何点か御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいというふうに思います。

最初に、市の事業の執行管理についてでございますが、各種事業の執行に当たっては業務が一部担当者のみに偏ることのないよう常に管理職の立場にある者が調整をして、係内さらには課内等の打ち合わせ等によって事業の進捗状況を確認をして、計画的な進行管理に努めていかなければなりません。また、公共事業などについては財政当局が窓口になって、事業執行計画及び事業執行状況等に関する調査、また四半期別発注計画の調査を実施し、執行管理を行っているところであります。御指摘の点については十分我々としても検証を行い、今後こういったことが起こらないような体制を整える必要があるというふうに思っております。

そのためには管理職が中心になって定期的に執行管理を行っていきたいというふうに考えておりますし、今年度からは各課に総括担当課長補佐を配置しております。課長を補佐して事業の執行管理と他課との調整を行えるよう研修会なども行いながら、全庁的な取り組みとして適正かつスムーズな事業の実施及びその管理に努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、職員の適正配置につきましては年度当初に当たって、より実行性のある施策展開に合わせた課や室等の組織の再編を実施をして、人員についてはその事業量等に応じた配置に努めたところであります。今後につきましても、寒河江市行財政改革指針の定員適正化計画を踏まえ職員の適正な配置を行っていくことになるわけでありましたが、御案内のとおり国政の大きな転換期でもあります。地方に対する施策展開の動向というものを見きわめながら、柔軟な対応をしていく必要があるというふうにも考えているところであります。

また、適正配置に関して職員が病気休暇する場合、あるいは産前産後、そして育児休暇などの長期休暇が出た場合にも、これまでも臨時職員で対応することにしてはいるわけでありましてけれども、今後とも事務に支障がないように対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、臨時職員の賃金についての御質問でありましたが、先ほど川越議員御指摘のとおり、平成22年5月末の日々雇用職員は78名というものであります。この臨時職員の賃金単価については、寒河江市の場合職種ごとに単価を設定しておりますけれども、先ほど御指摘ありましたとおり日々雇用職員で一般事務の場合日額6,500円、パートの場合時給870円となっているわけでありまして、今日の経済情勢、景気、雇用の状況からしてなかなかその引き上げについては難しいものがあるというふうには認識しているところであります。

先ほど来、御指摘ありましたけれども、寒河江市の賃金単価については県内の市においては上位の方にもあります。また、昨年は人事院勧告の中で一般職員の給与が減額改定になったわけでありましてけれども、臨時職員の賃金は据え置いたところであります。一つの大きな課題であるというふうには認識させていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 最初に中学校給食に関する御質問にお答えを申し上げます。

これまでの進め方でしたけれども、御案内のとおり審議会等の御意見あるいは検討委員会等の識者あるいは専門家の意見というものを十分いただきながら手続を踏んで、節目節目には議会の皆様方あるいは市報等によります市民の方々にお知らせし、理解を求めてまいったところであります。また、プロポーザル方式も公募によるということで、これもできるだけ公正・公平に進めてまいりたいということからであります。

お尋ねの1社のみ参加の件に関してでございますけれども、これにつきましては去る3日の佐藤議員の質問に対してもお答え申し上げましたところですが、委託業者の選定を公平・公正に行うため選定審査会におきましてこれからも安全衛生と給食業務に関します重要な事項について企画提案書の内容を十分に審査をいただいた上で、委託事業者として選定するかどうか最終的に決定する運びであります。このようなことから、委託事業者の選定に当たっての公平性・公正性は確保されるものというふうに考えております。

次に、アレルギー等個別的な事情について対応をどのようにしていくのかという御質問がありました。

このことにつきましては、中学校給食業務委託仕様書の業務内容の中で、アレルギーへの対応としまして除去食の提供を明記することといたしております。食物アレルギーを有する生徒につきましては、現に小学校においても対応しているところでありますけれども、これと同様、学校、受託者とも十分に打ち合わせしながらアレルギーの原因食物を除去した給食を提供できるように努めてまいります。

また、特別な事情を有し個別的な対応が必要な生徒さんにつきましても、保護者、学校とも相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、債務負担行為の限度額9億6,000万円の内容についてでございますけれども、この内訳といたしましては調理業務、配送業務に要する経費として2億9,500万円、燃料光熱水費として1億500万円、建物維持費、残滓処理等の経費として5,000万円、建物整備、調理に必要な器具等に要する経費として5億1,000万円を見込んだところであります。それらを合計して9億6,000万円の上限額といたしますか、限度額を設定させていただいたところであります。

次に、小学校の給食調理業務委託契約にかかわります件についてお答えを申し上げます。

最初に、高松小学校の委託料の件についてお答えしたいと思います。高松小学校の給食調理業務につきましては、法令に定める契約のルールといたしますか、自治法上のルールによりまして指名競争入札を行い、予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者を落札者に決定し契約を締結したものであります。議員から御指摘ありましたけれども、単に安ければよいというような考えのもとではありません。契約後は、仕様書に基づいた適正な業務が遂行されるよう業務遂行の状況を、常に把握してまいりたいと思います。

次に、調理師に支給される賃金の件についてお答えをいたします。調理師の賃金支給額につきましては現在のところ把握いたしておりません。賃金の支給額につきましては、あくまでも受託者の

被雇用者たる調理師と雇用者たる受託者との間の問題であるというふうに理解をいたしております。委託者としてこれらの調理師の賃金に関する調べと申しますか、把握を行うにはその根拠を見出すことはなかなか困難ではないかというふうに認識をいたしておるところであります。

次に、現在の契約が職業安定法44条及び同法施行規則第4条に抵触してはいないのかというお尋ねにお答えいたします。

御案内のとおり、現在柴橋、西根、高松の3小学校において学校給食の調理業務を委託しております。いずれも、業務委託契約書、仕様書及び業務処理要領によりまして委託業務の内容を明確にし、これに従い適切に業務を行いもって児童に安全・安心な学校給食が提供されているというふうに思っております。調理業務につきましては、受託者が選任した現場の責任者の指揮監督のもと、その指示に基づいて行われておるところであります。この請負の基準と、あるいは定義につきましては、より厳しくなっているということは理解しているつもりでありますけれども、今申しあげましたようなことから、法に抵触するようなことはないのではないかというふうに考えております。

以上であります。

高橋勝文議長 片桐監査委員。

〔片桐久志監査委員 登壇〕

片桐久志監査委員 私より、過去の柴橋小学校給食調理業務委託における随意契約の際の見積書の徴取方法についての御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

御案内のように、現在市内の小学校において給食調理業務を民間委託しているのは3校であります。柴橋小学校で昭和61年度から、西根小学校で平成19年度から、高松小学校で本年度からの実施となっております。現在実施されている委託契約方法であります。予算で5年間の債務負担行為議決を得まして、指名競争入札により業者並びに委託契約金額が決定されております。

最も早く給食調理業務が民間委託実施された柴橋小学校におきましては、平成20年度からは債務負担行為の議決を得まして5年間の複数年度契約となっております。が、それ以前は給食は教育の一環であり、特に小学校においては児童と調理師が顔の見える環境であることが望ましいこと、調理師が安心して業務に専念でき、モラルを高め、業務の改善研究意欲を喚起させることなど、特別な職場環境を考慮して3年間同一業者に業務委託する方針としておりまして、初年度は指名競争入札により業者と業務委託金額を決定し、2年目、3年目は随意契約により契約相手方1社から見積書を徴取し、業務委託設計書に基づいて設定されました予定価格内の金額で業務委託契約を締結されてきたようであります。

議員御指摘のように、寒河江市契約に関する規則第29条では随意契約によろうとするときには、2者以上の見積書を徴するものとするがありますが、ただし書きではこれによりがたいときはこの限りでないと、このようになっております。柴橋小学校におきましては前に述べましたように、契約内容の特殊性により3年間同一業者に業務委託する方針が進められており、契約相手方が1社に特定されることから、ただし書きの2者以上の見積書徴取によりがたい場合の事由として解釈できるものと思っております。随意契約といえども、公正確保や競争原理と経済性を発揮させることは必要なことであります。この種の契約形態といたしましては、段階的に改善されてきた現在の業務委託契約のような手法が望ましいと思っております。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 私の1問目の質問で、通告番号10番のところ11番というふうに申しあげましたので、ここ間違いでしたので、おわびして訂正をお願いをしたいと思います。

1問目の御答弁をいただきましたので、さらに理解を深めたい部分もあります。しかし、6分半きりありませんので、絞ってお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、小学校の調理業務の賃金の関係です。賃金の関係。委託契約をしてからその受託者に雇われている人の賃金は見るすべがない、調べるすべがないという、端的に言うとそういう答弁でありました。しかし、1問目でも申しあげましたように、予定価格があります。その中で従事者の賃金も算定されています。それが69%で落札されたというふうな場合には、ほとんど人件費が主です。実際問題、予定価格も皆見させていただいてはいますが、そうすると非常に下がって、そして学校の、市の学校現場でまさにワーキングプアの状態が発生している。これを私は看過できない。そのために、今回の一般質問の際のさまざま事務方との話し合いをしている中で、公契約条例、公共事業の委託契約やなんかする際の労働者の賃金分、契約がしたがって、先ほども出ていたようですけれども、安かろう悪かろうではだめだというふうな、したがって寒河江市の入札の制度の中でも低価格章のものがあるわけでありまして、同じようにかかわる労働者の賃金部分は幾ら幾らでないという区分を盛り込む条例、これが全国的にどんどん出ています。山形県でも公契約条例は建設関係の請負の契約の中にありますけれども、もうできています。

したがって、こういうものをつくらないという、もう「民間委託をして何ぼけてっかわかんね」って、市でタッチできない、チェックもできないなんてとなったら、まさしく大変な状態だというふうに思いますので、ぜひこの点については市当局も教育委員会も考えていただきたい、研究していただきたいということを申しあげてこの点についての見解をお聞かせをいただきたい。今の段階では法的に調査する、なかなか難しいというのわかります。したがって、そういうものを研究していかないという、どんどん競争で安くさえするといいいというふうなことになっていくとだめなので、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから……。

高橋勝文議長 残り時間わずかです。

川越孝男議員 そうですね。あとは別の機会でも、この議場でだけでなく、いろいろな機会にやはり議会と執行部というふうな形の中で意見の交換をしながらよりよい市政運営ができるように、私も議員として頑張っていきたいというふうに思いますので、2問はこの辺にして、お二方から今の点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 現行制度上、ルール、川越議員から御指摘あったような点は、法令上の問題やむを得ないというようなことかと思えますけれども、ただいまの公契約条例に関しましては実のところ教育委員長たる私の答弁の範囲を超すものではないかと思えますけれども、なおこの件に関しての知識が不足していますので勉強させていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 公契約条例については、今後市当局としても全体的な事業の適正な執行管理という面で、いろいろ勉強しながら研究をしていく必要があるというふうに思っているところであります。

## 石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号11番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 6月定例会の最後となりましたけれども、よろしくお付き合いのほどお願いいたします。

世界的な金融危機による景気の低迷は、国における経済政策により国内景気に明るさが戻りつつあるとの報告もありますが、地域経済まで波及するには時間がかかり、私たちの景気に対する感覚は依然として明るさの実感がなくまだまだ厳しいものがあり、地方自治体にとっても厳しい経済状況が続くものと思います。

経済水準の低さは個人消費にも大きく影響し、小売販売や企業業績も低迷していますが、今こそ景気拡大のため国・県の経済対策を大いに活用するとともに、安定した市民生活を確立するために諸事業を展開しなければなりません。観光の振興も大きな大切な事業だと思います。そこでこのたびは、新政クラブの一員として観光を主題として多くの市民から寄せられた意見とともに一般質問をさせていただきます。

通告番号11番、寒河江市の観光振興について。観光振興策についてどのように取り組んでおられるのか、経過と今後についてお伺いいたします。

佐藤市長は、本年度の施政方針説明で五つの寒河江のまちづくりの柱を立てられました。その中に、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による元気なまちづくり、西村山地域や仙台圏などほかの地域との交流提携を強化する大きな未来都市づくりを掲げ、施策の大要として商業の振興のために集客が図られる祭りやイベントの開催によるにぎわいづくりが大切である。来寒される方への魅力ある特産物の提供が欠かせない。新商品開発支援補助事業を実施してきた。さらに、これまで長年実施してきたさくらんぼ祭りを初めとする祭り、イベントについて観客の減少など、継続する上での課題が生じており、市民主役の原点に戻り見直しを行いにぎわいのある新たな祭りの構築を図る。観光振興については年間を通して魅力ある観光情報の発信により誘客を図り、滞在時間の拡大による経済効果の向上に努めるため、観光資源である歴史文化、食、温泉、自然、祭りやイベント等を組み合わせ、季節ごとに特色ある観光ルートの整備、充実を図る。さらに、西村山を中心とした村山圏域自治体との連携を密にし、やまがた雛の道、出羽の古道、六十里街道など広域的な新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、観光による地域振興をより確実なものとしていくため、西村山地域の観光振興プラン策定を進める。

大きな未来都市づくりについては魅力ある寒河江のイメージアップに努め、慈恩寺を初めとする歴史と文化、花と緑とせせらぎが織りなす景観、さくらんぼを代表とする農産物等、全国的に誇れる寒河江の「宝」を仙台圏域を初め全国に積極的な情報発信を行う。また、仙台での物販や本市のPRを行う「さくらんぼキャラバン」や駅前広場等での「寒河江駅前自由市場」の実施により、新たな寒河江の活力を構築するとしています。

佐藤市長は、就任以来今日まで総合的な元気づくりに向かってトップセールスを初め、農産物ブランド化推進、観光キャンペーン推進協議会の設立を初め本市出身のタレント佐藤 唯さんを「さくらんぼ観光大使」に委嘱するなど果敢に政策の実行に努めておられますが、特に特徴ある事業を展開するために、今年度よりイメージアップ推進室の創設により庁内において祭りの見直し検討を



進められているとお伺いしています。検討会議の役割、経過並びに取り組みの内容、今後の進め方などについてお伺いします。さらに、本市の観光や祭りについては市民との協働が欠かせないと思いますので、関係する組織や団体等のあり方について認識されている課題も含めてどのような取り組みをなされておられるのか、多くの市民の関心事になっています。これからの方向性などとともに伺いいたします。

次に、観光資源についての考え方、整備の方策などについて伺いいたします。

観光資源については、歴史文化、食、自然、祭りやイベントなどさきに述べさせていただいたように、まだまだ発掘、整備、活用を進めなければならないものと思いますが、これまで多くの市民から寄せられた事例を御紹介しながら御所見をお伺いいたします。

まず、景観として自然の恵みを生かした事例として、寒河江八幡宮のソメイヨシノが挙げられると思います。八幡公園の桜の歴史は古く、左沢線の開通当時に植栽され、旧国鉄時代に指定公園となり、これまでに多くの市民や市外からのお客様を楽しませてきました。ことしの桜まつりは八幡公園のぼんぼり点灯や出店もなく、長岡山の寒河江公園まで範囲を広げて実施されましたが、実施に至る経過などが市民に十分伝わらなかったためか「八幡様に来たが、何もなかった。夜桜も見られなかった」などの質問を受けることがたびたびありました。また、陵東中学校から石持までの区間、石川西洲崎線の桜並木の大胆な剪定についても質問を受けることがありましたので、これらのことについてまず経過等について伺いいたします。

県内各地で桜回廊などを整備しキャンペーンを張っていますが、当市においても八幡公園や整備や手入れがおくれている長岡山の桜の丘、さきに申しあげました石川西洲崎線などの市内の桜、それに市民の記念植樹などで整備され、今見ごろを迎え月山や葉山とともに清流が美しい寒河江川の堤防の桜などは、他に引けをとらない有望な資源の一つだと思います。ぜひ、整備を進め活用すべきと思いますが、いかがでしょう。

次に、さくらんぼの生産者からの意見について御所見をお伺いいたします。

当市は、「日本一さくらんぼの里」として行政やJAは言うに及ばず、生産者みずからが先進的な機運を持ち、時代を先取りし資金的な負担も惜しまず努力の結果、現在の地位を確立してきました。

観光さくらんぼ園の開園式も6月10日と迫ってまいりましたが、御案内のように今年の天候不順の影響で果実が熟さず露地物での対応が困難なことから、佐藤錦を期待して訪れる観光客に紅さやかで対応することになる上、無加温ハウスを提供することにより本来1,500円の入園料が大手観光会社との露地物での事前約束のため800円となり、差額は加入している組織すなわち園主の負担となり、さらにJAや加入組織への負担があり対応が厳しいというものでした。これまでも、観光さくらんぼ園として対応に努力してきたが、折からの不況もあり観光客の伸びに期待できないこと、農家の減少も進んでいること、さらに今後は無加温ハウスでの提供が中心になることなどから、後継者対策の面も含め、生産者が意欲を持てるよう継続的な対策、農政支援を望むというものでした。

歴史文化、食などその他当市が誇れる多くの観光資源について活用の、整備の方向性を定め本市の観光振興を図っていくことが肝要だと存じますし、多くの市民の期待も大きいと思いますので、市長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 寒河江市の観光振興について何点か激励も含めて御質問ありましたので、お答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず、祭りの見直しの検討の状況と今後の進め方についてでありますけれども、寒河江市の祭りを主催しております寒河江市四季のまつり実行委員会におきまして、ことし1月開催の役員会において祭りの見直しについて協議をし、4月の総会においてまつり充実対策検討委員会というものを設置して見直し案の協議を進めているのは御案内のとおりであります。当然、市も実行委員会の構成メンバーでありますので、このまつり充実対策検討委員会の協議にも関わっているわけでありませ

ず。市としてはこれまで地域座談会での御意見、それから各方面からの声などを踏まえて戦略的な情報発信を行い、寒河江市の魅力を広く全国にPRしていこうということで4月にイメージアップ推進室を設置し取り組むこととしたところであります。寒河江市の魅力の一つであります「祭り」につきまして、現在この推進室を窓口にして検討しているところであります。その充実を図っていくために、実は昨年7月からいろいろ検討会議というものを立ち上げさせていただいて、さまざまな検討を進めてきたところであります。市としては、今後市の考えというものがある段階で、その内容について四季のまつり実行委員会の中の検討委員会に提案をしていきたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、観光や祭りに関係する団体のあり方について御質問がありました。

御案内のとおり、祭りについてはこれまでそれぞれ祭りごとに実行委員会が組織され祭りを開催しておられたわけでありませけれども、お互いに相互に連携をとりながらより効果的な実施をするということで、平成17年からは各実行委員会を統合した寒河江四季のまつり実行委員会が組織をされて現在に至っているわけでありませ。祭りは一つの大きな観光資源であります。寒河江市には祭り以外にもさまざまな豊かな観光資源があるわけでありませ。このたび、そうした観光に係る、関連する、関係者が一丸となって寒河江市の情報発信、観光PRを一段と強力に進めていくために、寒河江市観光キャンペーン推進協議会というものを設立されたところであります。この推進協議会とともに、市といたしましてはこれまでの枠にとらわれず、より広い視点からの情報発信、観光PR体制を強化をして、観光客誘致を一層進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、ことしの桜まつりの経過について、御質問がありました。私も事後報告としてお聞きしておりますので、その範囲内でお答えをしたいと思いますというふうに思います。

これまで、桜まつりについては八幡公園を会場として四季のまつり実行委員会が開催をして、ぼんぼりの設置や飲食店等の出店が行われてきたわけでありませ。しかし例年出店を行ってきた桜まつり協力が、開催間近になり来客数の減少を理由に八幡公園には出店しないこととなりまして、まつり実行委員会では緊急措置として一般企業等から募集していたぼんぼりの設置を取りやめたものとお聞きしているところであります。今後の桜まつりのあり方につきましては、八幡公園のぼん

ぼり設置をどうしていくかということも含めて、先ほど申しあげました祭りの検討委員会において協議中ということですので、まずその推移を見守っていきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、桜の街路樹の剪定について御質問がありましたので、お答えをしたいというふうに思います。

御質問のありました市道石川西洲崎線は平成14年から17年にかけて道路改良工事を行い、植樹樹に234本のソメイヨシノを植栽いたしました。周辺はさくらんぼ等の優良な果樹地帯であります。街路樹の成長に伴いましてさくらんぼの生育、とりわけ受粉や着色に影響を及ぼす懸念があるという声が寄せられたところでもあります。また、寒河江警察署からは交通安全の確保のために樹木の剪定を要請されているところであったわけでもあります。こうしたことから、昨年度に街路樹の剪定を実施したわけでもありますけれども、桜の開花時期には、市民の方から先ほど御指摘がありましたように、せっかくの桜を惜しむ声が多かったということもあります。また、剪定方法についてはどうかという声も寄せられたところでもあります。今後この街路樹につきまして、周辺のさくらんぼと共存できるような管理のあり方について専門家の意見などもいただきながら検討してまいりたいと考えているところでもあります。

先ほど、市道石川西洲崎線について平成14年から17年と申しあげましたけれども、平成4年から平成7年にかけての道路改良を行ったというものであります。おわびして訂正を申しあげたいというふうに思います。

次に、市内の桜名所の活用ということで御質問がありましたけれども、石山議員御指摘のとおり、市内にはさまざまな桜の名所があるわけでもあります。これらについては、これからの観光資源として大変魅力を秘めている名所であるというふうに思います。例えば、広く西村山を初めとする隣県、市町の桜の名所と組み合わせる観光ルートの構築など、その活用といいまじょうか、利用といいまじょうか、そういう方策について今後鋭意幅広い視点に立って検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、天候不順に伴うさくらんぼ狩りのハウス物での対応状況ということでありますが、御案内のとおり天候不順の影響による開花、収穫期のおくれという事態に見舞われているわけでもありますけれども、この事態に伴う新たな費用負担というものについては、周年観光農業推進協議会で組織対応していくというふうにお聞きをしているところでもあります。さくらんぼ狩りを受け入れる周年環境農業推進協議会には、観光エージェントとの信頼関係の維持、さらには受け入れ調整等に大変な御苦労いただいているわけでもありますけれども、ぜひ万全な対応に努めていただきたいというふうに思っているところでもあります。

次に、観光資源の整備と方針についてお答え申し上げます。

観光誘客を推進をして地域経済の活性化を図っていくには、一つには観光資源の発掘や新しい名産品、商品の開発というのはやはり必要であります。

二つにはソフト、ハードを含めた受け入れ態勢の整備というものを充実をしていかなければなりません。

三つには、先ほど来申しあげておりますが、広域的な取り組み、そういうものも広めていかなければなりません。

そして、四つには情報発信、宣伝による強力な誘客促進というものを行っていくことは大変重要ではないかと思っているところであります。寒河江市におきましては、観光面においては、先ほど来石山議員の御指摘もありますとおり、まだまだ発展する潜在能力を有しているというふうに認識しておりますので、今後も関係者と一丸となって総合的に、そして真剣に取り組んでいく必要があるかというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第1問で触れさせていただいた課題等について丁寧に御答弁いただきましたけれども、特に今回の桜まつりの対応やあるいは大胆な剪定と申し上げた部分については、町の人に本当に知らされていなかったのかなという感じがしますので、知らせるといっても大切な仕事かなということでお伺いをさせていただきました。特に、今市長からもありましたが、露天商組合と協力する出店の方々についても、お客さんが来ないからできなくなったということよりも、組織としてはあるいは観光対策する方の側としては、なぜ人が来なくなったのだろうか、人を集めることによって、集客することによってその対応ができるのではないかといったような、前向きなといいますか、原因を究明して進むという意識を持って取り組んでいただければもう一つ内容が変わってくるのかなというふうな感じがいたしました。そんなことでお伺いしたわけです。

続いて、第2問にさせていただきますけれども、旅行業には海外旅行あるいは国内旅行ともに企画・販売できる第1種、国内旅行だけの第2種、本社所在地と隣接市町村での旅行に限る第3種がありまして、2007年5月の旅行業法改正で、営業保証金など財政要件が緩い第3種でも地域限定で独自に旅行商品を企画・販売できるようになりまして、市町村の観光協会が旅行業に進出する道が開けたことにより、福井県観光連盟とあわら市観光協会が旅行業資格取得の準備に入り、富山県氷見市観光協会では3月に旅行業資格を取得しました。背景には、観光地の競争激化と足元の資源を発掘・活用してほかの地域との違いを鮮明にして観光客をふやす戦略で、大手旅行会社のツアー商品は、「有名観光地を別にすれば現地のことを詳しく知らない」地元の観光資源に精通している団体みずから商品を企画・販売すれば内容を充実できるだけでなく、「観光客の反応を直接把握でき、観光地としての改善点、問題点が見えてくる」単価の安い商品となることが予想されるが、「単価が安い商品は大手は興味を示さないが、地元にとっては経済効果がある」といった記事が、5月17日付の日経新聞に掲載されていました。

当市には寒河江川の鮎、広葉樹林帯のグリーンセラピー観光に結びつける葉山大円院のユキツバキや、100万ドルのサラサドウダン、納豆汁やだし、ひっぱりうどんなどの観光資源にまで発展した食、それに自然景観や農村民宿など広域の観光資源もまだまだ多く埋もれていると思いますので、着地型ツアーとしてぜひ検討されることを望みます。さらに祭りやイベント、先ほど見直しを進めておられるということでしたけれども、それぞれに生い立ちや歴史があります。伝統があります。見直しに当たっては十分な検証を行い、その上で新たなイベントの開発に努めていただきたいと願っています。また、当市において、他に先駆けて実施してきたイベントなどで他市にお株を持っていかれた行事もあり、心中穏やかでないのが偽らざる気持ちでいるのは私一人ではないと思います。これらについてもぜひ検証されておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上について市長のお考えをお伺いし、第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほど来お答えをしておりますけれども、観光の資源というものは寒河江、そしてもう少し広い視点に立てば西郡全体の中にもいろいろ埋もれたものも、埋もれている、磨けば玉になる資源というものもたくさんあるというふうに認識しております。観光の振興の方策というのは、大量の観光誘客をする大規模なものと、やはりきめ細かい地域に密着したおもてなしの心をはぐくむ観光と、大きく二つがあるのではないかというふうに私はこのごろ思っています。その両方についてやはり推進して、全体として振興を図っていくということが必要であろうかというふうに思います。そういった意味で、先ほど石山議員の御指摘の、地域の皆さんの温かいおもてなしを介したその資源の活用というものについては、やはり我々もいろいろ勉強させていただきながら、そうしたネットワークづくりなども進めていく必要があるというふうに思っているところであります。

それから、祭りの見直しに関してはやはり何百年も続いたお祭りというものは、いつの時代も同じお祭りをしておきながら多くの観光客を呼んでいるお祭りということが一つあるかと思えます。そういったこともおっしゃっているのかなというふうに思いますので、そういった伝統、歴史というものを踏まえた上で、さらに大きな観光資源としての祭りをどうしていくかということについて、見直しを行っていききたいというふうに思っているところであります。

ぜひ、皆さん方の、議員からもいろいろな御指摘をいただきましたけれども、これからの寒河江市のお祭り、観光というものの推進にさらに頑張っていかなければならないというふうに思いますし、旅行法の改正なども十分検討しながらさらにそういう事例なども研究しながら、さらにいい方策を研究していきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 第3問に入らせていただきます。

ことしも花咲かフェアINさがえが6月5日から28日までの日程でオープンいたしました。全国各地から大勢の観光客がお越しになることを願っています。

第1問で申しあげましたが、ことしの気象条件により、さくらんぼの最盛期が1週間以上おくれることが予想されています。当市の観光資源の「宝」であるさくらんぼを楽しみに訪れるお客様に花咲かフェアも楽しんでいただける手立てはできないものでしょうか。市長が先頭に立ってトップセールスをしている「紅秀峰の里」を売り出すためにも、万難を排し実現してほしいと思います。

少々古い話ですが、平成14年やまがたフェア、花咲かフェア始まるの年、8月7日付山形新聞夕刊のコラム「気炎」の中で、「寒河江の心意気」と題した一文を御紹介し、質問を終わります。

「コラム子というのは何かと批判や苦言を呈する小言幸兵衛的性格を持つ。私も多分その一人だろう。そんな私でもこのたびのさがえ花咲かフェアの5日間延長には関係者の方々へ無条件で賛辞を贈りたい。

国土交通省の提唱で、6月から寒河江市と新庄市でやまがたフェアが開かれてきた。問題はその会期。新庄市は今月26日までだが、寒河江市はさくらんぼに合わせて半月早く始めたので11日までとなっていた。妖精の花畑や花楽園、水辺の花回廊やフローラル・イリュージョンなど両会場とも花と緑の巨大ゾーンに趣向を凝らす。日替わりのイベントに花の学校やら作品展など。どちらも連日大勢の入場者でにぎわっている。

だが、この日程だと寒河江会場はお盆前に閉幕する。これでは帰省者にせつかくの催しが見せられないと当初から不満があった。とはいえ主催者はいわゆるお役所。途中で会期の変更なんかとあきらめていた。

それが盆明け16日まで延長されることになった。正式の会期ではない。同市の推進協議会がボランティアの協力を得て独自に運営するそう。官だけだったらこうはいかない。これまでもチェリーランドなどの先駆的プランを突らせてきた寒河江市ならではだろう。何よりもいろんな人から喜んでもらおうとする地域のもてなしの心がすばらしい。

話は変わる。大阪の巨大施設ユニバーサル・ジャパンは、以前も賞味期限切れの食材を使って問題になった。今度は、飲み水が工業用水だったこと、花火に規定以上の火薬を使っていることが発覚した。

お客を何だと思っているのだろう。寒河江衆のつめのあかでものませてやりたい。」

ありがとうございました。

高橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

## 発言取り消しの件

高橋勝文議長 この際、お諮りいたします。

6番杉沼孝司議員から、6月3日の本会議の一般質問の発言について会議規則第64条の規定によりその一部を取り消したい旨の申し出がありました。この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、杉沼孝司議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

散 会 午前11時59分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。



平成22年6月11日（金曜日）第2回定例会

出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課室長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監事		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局 局長 補佐	荒木信行	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子 亘	主 任

議事日程第4号

第2回定例会

平成22年6月11日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 議第48号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について

” 2 議案説明

” 3 質疑

” 4 予算特別委員会設置

” 5 委員会付託

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第48号1件であります。

追加議案の取り扱いについては、初めに議第48号を上程し、提案理由の説明を受けた後、初日に提案されました議案、請願と追加議案に対する質疑を行い、委員会付託をすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第48号を議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、私から議題48号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明を申し上げます。

浄化センター沈砂池設備の建設工事委託の協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

高橋勝文議長 日程第3、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、現条例では知る権利を保障しているわけですが、そこを知る権利を尊重というふうに文言を変える中身になっています。そうした場合に、知る権利の保障と知る権利の尊重というこの文言の変化は請求者側からして法律的に格差が生じるのかどうなのか。請求者側の権利が後退するのではないかというふうにも判断されるわけでありまして、この点についてどうなのか明確にお答えをいただきたい。後退をするのであるとするならば、文言は尊重でなくて現行どおり

保障というふうにしていただきたいというふうに思いますが、この点についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

そしてまた、そういったふうなことが法令審査会の中でも議論されているのかどうなのかも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、40ページのオの部分について、職務に関係ない情報、当該個人情報に公務員の場合の関係でありますけれども、当該公務員の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除くというふうになっておりますけれども、職名でなくて当該氏名を除くというのは理解をしますけれども、そうした場合に職名は公開されるというふうに理解をするわけでありまして、そういう理解でいいのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、ここでいう不当に侵害または生活に不当に影響を与えるおそれがある場合というふうになっておりますけれども、その基準はどういうふうになっているのか、この点についても教えていただきたいと思います。

それから、43ページ、18条の情報公開個人情報保護審査委員会の委員の選任についてでありますけれども、第2項にも関係しているのですが、委員の選任に当たって住所要件というのはあるのかどうか。ないというふうに理解をしておりますけれども、そうした場合に市外の方であっても当然選任できるというふうに思いますし、特にこういう部分は法律的に専門的な知識を要する役割、任務だというふうに私は理解をしています。したがって、そういう観点から住所要件があるのかなのかと、そういう専門の人を選任することについての考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、手数料の関係ですけれども、イの別表中上記以外のもの、作成に要する費用については相当額というふうになっておりますけれども、この相当額ということについての基本的なことを教えていただきたいと思います。

それから、手数料の関係の二つ目ですけれども、手数料条例、この議案の中にあります。手数料の部分。そして二つ目は、個人情報保護ではコピーきりありません。情報公開の方ではさまざまなものが手数料として盛られていますけれども、個人情報保護ではコピーきり想定していないのかどうか、この辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、お尋ねをいたします。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 5点ほど質問があったと思うのですが、順次お答えしていきます。

最初に第1条の関係の御質問がありました。知る権利保障を、知る権利を尊重というようなことの御質問でございました。

第1条につきましては、情報公開条例の目的を明らかにしたものでありまして、この条例の解釈及び運用の指針となるものでございます。その趣旨につきましては、市民本来の市政を全うするために市が保有する情報は何人にも公開されることが必要であるということから、市の活動状況などを説明する責務を明確にする、そしてさらに市政に関する情報の公開を請求する権利、公開を請求する権利はこれまで文言としてはなかったわけですが、今回は請求する権利を明確にしたというようなことで、条例第5条にもありますけれども、知る権利を保障するというようなことを第1条の目的にぎゅっと明確にしたということでございます。知る権利を保障から尊重に改めることで知る権利が狭められたというようなことでは全くございませんので、改正の趣旨に沿いながら情報の公開が拡大され、市政をより一層開かれたものとして市政に対する理解と信頼を深めて民主的かつ効率的な市政の運営推進を図るということ、あくまでもここでは知る権利を育てていく、尊重していく、そして保障していくというような考え方でございますので、後退というような考え方は持っておりませんので御理解賜りたいと思います。

続きまして、第6条公務員の関係でございます。公務員のことにしましてはこれまでは特に明確にはしていませんでしたので、やはり公務員として職務上必要な仕事については公開していくということをお大原則に考えているところでございます。ただし、公務員が不当に権利を侵害されたり、あるいは生活に不当な影響を及ぼすというような場合も想定されますので、それについては職は公開はしますけれども、氏名は公開しないというふうな規定を設けたところでございます。

その基準というふうなことでございますけれども、特に基準というのは、個々にいろいろ判断されるということから考えておりませんが、今回御質問があった場合のみならず、今回の改正内容は非常に多岐にわたっておりというようなことから、実施機関や担当者によってその取り扱いあるいは考え方に差が生じないように、逐条解説を作成して運用の統一を図っていきたいというふうに今考えて準備をしているところでございます。

次に、18条、保護審査会の件の住所要件がございました。この条文について特に改正の中身でなくて、条ずれの関係からここに載っているような今回の改正なのですが、基本的には識見を有する者のうちから市長が委嘱するとなっております住所要件はありません。もちろん専門性を有するということも考慮しながら選任していくという考え方には、従来と全く変わりないところでございます。

手数料条例の関係で上記以外のものというふうなことの御質問でございました。

今回いろいろ電子的な記録を含めた条例を改正しているわけですが、いろいろ想定をしているわけですが、その他というのはどういうことかというふうなことですが、具体的なものとしては今、市のコピー機械ですとA3判までのコピーは複写可能なわけですが、それを超えるような図面とかあるいはそれらに類するものを請求があった場合に市のコピー機械では印刷できませんので、民間の方をお願いしなければならないというふうなことが想定としてあるわけで

ございます。そうした場合には実費相当分についてかかった経費について手数料として徴収するというようなことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

個人情報保護の手数料に関してでございます。今回、情報公開条例、従来は情報公開条例と個人情報保護の手数料は全く同じ考え方ですが、情報公開条例の分だけ今回改正したところでございます。これは、情報公開条例につきましては、公開する情報が多種多様で非常にボリュームが多い場合が想定されることから、電子的な記録なども今回入れたというわけですけれども、個人情報保護に関しては個人にかかわる情報でプライバシーの内容がほとんどでございますので、そんなに情報量も余り多くないというように現在考えておりますので、今の考え方で十分対応できるのではないかとこのように考えております。

ただ、個人情報の方に係る請求内容についても今後いろいろな請求が出てくるとは思いますけれども、そういった事情に応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

なお、後ほど開会されます委員会の中で詳細審議されますので、この場で質問しなければならぬ事項に絞って要点のみの質問に願います。川越議員。

川越孝男議員 私自身の所属する委員会に付託なんだという十分できるのですけれども、私の委員会でない別の委員会に付託なる予定になっていますので、お尋ねをさせていただきたいと思いますが……

高橋勝文議長 要点だけをお願いします。

川越孝男議員 もちろん、細部についてはその中で審議をさらに深めていただきたいという意味で、問題だけ提起させてもらうというふうにさせていただきたいと思いますが、1点目の今回の情報、個人情報保護条例なり情報公開条例なり、いろいろなもの、両方かわる部分もありますけれども、情報公開条例のすべてために、後退という意味ではありません。全く大きな前進です。それは請求する対象者が何人となったことは物すごい前進です。それから請求権を明確にしたというのも前進です。

しかし、今まで使われていた「知る権利を保障し」という部分が「知る権利を尊重」というふうになった場合に、法律的な用語として差がないのかというふうな疑問があったからお尋ねをしたのです。これは辞書やなんかですというと、明確にその部分違うわけですからね、法律的にもそういうふうになっていった場合に、後々にこれが後退する結果になったというふうになるとまずいのでお尋ねをしたというふうなことであります。

あと、最後の部分の手数料の個人情報保護の関係では量も多くないと思うので、当面はコピーだけにしているということのようでもありますけれども、今電算システム化の時代の中で個人の情報もそういうふうな形で記憶されている部分というのはいっぱいあるというふうに思うんです。そうしたときの、そのもの、そのものを知りたいというふうになったときにそれを文字にして、書面に見せてもらうというようなのはもちろんわかりますけれども、そうでなくそのものというふうな請求があった場合に、やはり対処をしておく必要があるのではないかという思いからでありますので、その辺も委員会審査の際に十分、今回見直しをするわけですから御検討いただきたいということで、1点目の関係だけ、さらにそういう意味ですので念を押してというか確認のためにお尋ねをしますけれどもその部分だけお答えをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 先ほど質問の中で審査会、法令審査会のことに触れませんでしたけれども、今回の条例改正に向けては事前の配付とその後2回ほど法令審査会を開いて今回の成案にしたところでございます。その際、文言一つ一つ検討したわけですが、今回の改正するに当たっては先進地の例なども参酌しながら文言の整理と全体的な文章の整理を図ったというようなことで、今川越議員のおっしゃるようなことの方方は毛頭ありませんので、基本的に全体的に保障していくということで、文言の整理からいくとやはりそういう受け取り方になると思いますけれども、全体的にはそういうことでございませぬので、1条で保障していくというふうに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。



高橋勝文議長 議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第4、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第38号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件の付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	承認第1号、承認第2号、 議第40号、議第41号、 議第42号、議第43号、 議第44号
厚生経済常任委員会	承認第3号、議第39号、 請願第4号、請願第5号、 陳情第2号
建設文教常任委員会	議第45号、議第46号、 議第47号、議第48号、 請願第3号
予算特別委員会	議第38号

散 会 午前9時52分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成22年6月16日(水曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課一課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第5号

第2回定例会

平成22年6月16日(水曜日)

午前9時55分開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する  
条例)
- 〃 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改  
正する条例)
- 〃 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一  
部  
を改正する条例)
- 〃 4 議第38号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第39号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第40号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- 〃 7 議第41号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第42号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第43号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第44号 寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一  
部  
改正について
- 〃 11 議第45号 市道路線の廃止について
- 〃 12 議第46号 市道路線の変更について
- 〃 13 議第47号 市道路線の認定について
- 〃 14 議第48号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結  
に  
ついて
- 〃 15 請願第3号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る  
意  
見書の提出に関する請願
- 〃 16 請願第4号 口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書提出に関する請願
- 〃 17 請願第5号 主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書提出に  
関  
する請願
- 〃 18 陳情第2号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情

- “ 19 委員会審査の経過並びに結果報告
    - (1) 総務常任委員長報告
    - (2) 厚生経済常任委員長報告
    - (3) 建設文教常任委員長報告
    - (4) 予算特別委員長報告
  - “ 20 質疑、討論、採決
  - “ 21 議会案第5号 30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る  
意見書の提出について
  - “ 22 議会案第6号 口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書の提出について
  - “ 23 議会案第7号 主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書の提出  
について
  - “ 24 議案説明
  - “ 25 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第5号、議会案第6号、議会案第7号の3案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第21、議会案第5号から日程第23、議会案第7号までの3案件を一括上程し、日程第24で議案説明を省略し、日程第25で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、承認第1号から、日程第18、陳情第2号までの18案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第19、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号の7案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「たばこ税の引き上げの内容について」の問いがあり、当局より「これまでの1,000本当たり3,298円が4,618円に引き上げとなり、40%の増となります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第1号は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第2号は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第41号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第42号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第3号、議第39号、請願第4号、請願第5号、陳情第2号の5案件であります。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「非自発的失業者に該当する条件、減額になる期間、国民健康保険会計への影響はどうか」との問いがあり、当局より「非自発的失業者は離職の翌日から翌年度末までの雇用保険の特定受給資格者で、期間はその退職の年から2年間になる。国民健康保険税の減額に対しては特別調整交付金で補てんになる」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第3号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「対象者の予想人数は何名なのか」との問いがあり、当局より「5月末現在で申請された方は33名です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第39号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号口蹄疫にかかる万全の危機管理を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「危機管理を万全にするだけでなく国を挙げて取り組む必要性から願意妥当である」との意見がありました。

ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されたので、意見書案について質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第5号主食用米の緊急政府買い入れ等需給調整対策の実施を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より「政府は備蓄米の買い上げを考えていない状況で、山形県内でデビューするつや姫の新米価格も下落が心配されることから願意妥当である」との意見がありました。



ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号が採択されましたので、意見書案について質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、陳情第2号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑・意見等の内容を申し上げます。

委員より「山形県内でも公費助成している自治体がふえてきている。再度熟考し、継続審査としてはいかがか」との要求がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、まず、継続審査について諮ったところ多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上で厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設文教常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田 孝建設文教常任委員長 登壇〕

松田 孝建設文教常任委員長 おはようございます。

建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は議第45号、議第46号、議第47号、議第48号及び請願第3号の5案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、変更、及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号市道路線の廃止について、議第46号市道路線の変更について及び議第47号市道路線の認定については関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第45号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第46号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号については、委員より「市道認定基準の要綱が整備されたが、その要件を満たしているかの審査が必要であり、今回のように一括で39路線の中で1路線が課題ありとなった場合、すべて承認されないことも予想される。よって、問題箇所がないよう、行政として要件をきっちり満たした上で議会に上程するように」との意見がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、議第47号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第48号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第3号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑・意見等を求めましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申しあげます。

本委員会は6月11日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会をいたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第38号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第38号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、散会いたしました。

次に、本日午前9時30分より委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと再開をいたしました。

議第38号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第20、これより、質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 委員長報告では、質疑もなく原案を可決すべきものというふうな報告でありましたが、当局の提案も含めて、があったというふうに思いますので、2点お尋ねをしたいと思います。

一つは、11日の議案に対する質疑の中で、「知る権利を保障する」を、「知る権利を尊重し」に変えることによって、法的に請求者の知る権利に差が生じるのではないかと、後退するのではないかと問題提起をしたわけですが、そのことについてどのように審議されたのか、あるいは当局がどのように説明されたのか。問題ないというふうに判断されるに至った根拠をお聞かせいただきたいというのが一つです。

二つ目には、このことについて当局の説明の際に、顧問弁護士も市では抱えているわけでありまして、専門家と相談している旨のことが説明の中で出されたのかどうか。

この2点お尋ねをいたします。

高橋勝文議長 佐藤委員長。

佐藤 毅総務常任委員長 審査の経過と結果については、先ほど報告いたしましたけれども、条文の中で保障と尊重の違いについて当局の説明があったかなかったかと、こういうことでありましたけれども、条文そのまま審議になりましたので、別段説明はありませんでした。

それから、もう一つの質問でありますけれども、質疑は、意見もありませんでした。

以上です。

高橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

私は議事機関としての議会の役割は、論点・争点を明らかにし、その解決策を探ることにあると考えています。

私自身、これまで寒河江市情報公開条例の改正を求めてきた立場から、今回の一部改正案については情報公開請求権を明確にしたことや、請求権者を寒河江市に関係する人から、いわゆる何人にも拡大することなどは大いに評価をするものであります。

しかし、11日の議案に対する質疑の場でも指摘させていただきましたが、今回の改正案の中で現行の「知る権利を保障する」が、「知る権利を尊重」に変更することは、法的な観点から請求者の知る権利を行使する上で、また当局の対応に差が生じるのではないかと、現行条例より後退するのではないかと、委員会審査に当たって一つの論点を提起をさせていただきました。ところが、委員長報告によると、質疑もなく全会一致で原案どおり可決すべきものと決定されたそうであります。

当局は11日の本会議で、「知る権利を保障する」を「知る権利を尊重し」に変更しても当局の対応に差はないと言われていています。ならばなぜ、「保障する」を「尊重する」に改正する必要があるのか理解できません。不思議でなりません。

また、問題提起されているのに、当局は顧問弁護士がいるのにもかかわらず、法律的な解釈など相談されていないのではと思われまます。

国語的には尊重は「重く受けとめること」、保障は「責任を持って一定の地位や状態を守ること」と意味が明確に違います。さらに、情報公開に関する文献によると知る権利を保障させることの重要性が説かれています。駄弁かもしれませんが、日米安全保障条約が日米安全尊重条約などとならないのと同じ性格を有しているものと私は考えます。

したがって、私はこれらの点が明らかにされず後退の心配がある中で賛成することは、議員としての責任を果たしたことになると思うので、反対いたします。

さらに、賛成される方々も論点・争点が明らかになっていると思いますので、この点についての見解を明らかにしていただきたいと思います。議事機関としての議会の役割をお互いに果たせることを期待し、同僚議員並びに市民の皆さんの御理解をお願いしまして討論といたします。

高橋勝文議長 石川忠義議員。

〔12番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 議第40号寒河江市情報公開条例の一部改正する条例に新清・公明クラブを代表して賛成討論をいたします。

寒河江市情報公開条例は平成元年に制定されましたが、その後手数料の改正と個人情報保護条例の制定に伴い一部改正を行いましたが、制定から21年がたち、より一層の公開が求められるようになっております。主な改正点は三つあります。

一つとして、情報公開を請求できる方については現在の市民等と限定せず、市政に関心を持つ方であれば何人も請求することができる大きな改正点であります。

二つとして、公開の実施方法についてこれまでは紙、文書等による公開としておりましたが、パソコン等の普及により電子情報のまま整理保管する情報もあり、磁気または光ディスク等に複写して交付する新たな制定も設けております。

三つとしまして、個人情報の保護の必要性が高まる中、情報公開を行う文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者に意見書を提出する機会を設けるなど、さらなる個人情報を保護する規定を設けたことあります。

また、前後しますが、第1条の「知る権利を保障」を、「知る権利を尊重」に改めたことについては、知る権利が狭められるものではなく、ますます情報の公開が拡大され、より一層市政が開かれたものとして市政に対する理解と信頼を深め、市政の発展に寄与するものであります。先ほど、委員長報告にありましたとおり、総務常任委員会におきましても全会一致で可決されたものでありまして、この寒河江市情報公開条例一部改正について賛成討論をするものであります。



高橋勝文議長 以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について厚生経済常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生経済常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

## 議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程21、議会案第5号から日程第23、議会案第7号までの3案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第24、議案説明であります。ただいま議題となっております議会案第5号から議会案第7号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第25、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

議会案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時45分

高橋勝文議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 鴨 田 俊 廣

会議録署名議員 松 田 孝